

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝 眞

- 1 日時  
平成 28 年 3 月 3 日（木曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 56 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、  
菅野ひろのり委員、嵯峨耄朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、  
吉田敬子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者  
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、  
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、  
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、  
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、高橋参事兼団体指導課総括課長、  
黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、  
瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、  
前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、  
高橋農業普及技術課総括課長、鷺野農村計画課企画調査課長、  
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、  
小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、  
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、  
山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、  
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査
    - ア 議案第 84 号 平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

- イ 議案第 86 号 平成 27 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）
- ウ 議案第 87 号 平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）
- エ 議案第 88 号 平成 27 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）
- オ 議案第 89 号 平成 27 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）
- カ 議案第 99 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 100 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第 101 号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 111 号 農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第 112 号 農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第 113 号 農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第 114 号 農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第 115 号 島の越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第 116 号 大槌漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第 117 号 大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第 118 号 田老漁港海岸防潮堤（第 3 工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第 119 号 六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第 120 号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 84 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のう

ち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費、第 3 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 1 及び 2 変更中 2 から 4 まで、議案第 86 号平成 27 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 87 号平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 88 号平成 27 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 89 号平成 27 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 99 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 100 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて並びに議案第 101 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上 8 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の予算関係議案について御説明を申し上げます。

まず、議案（その 4）の冊子でございます。1 ページをお開きください。議案第 84 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）であります。7 ページをお開き願ひまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は 6 款農林水産業費の補正予算額 110 億 7,359 万 1,000 円の減額のうち県土整備部所管分の 1 億 3,116 万 7,000 円の減額を除いた 109 億 4,242 万 4,000 円の減額と、それから恐れ入りますが 9 ページをお開きをいただきまして、11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 36 億 9,365 万 2,000 円の減額であります。

今回の補正予算では、T P P 関連対策を含む国の補正予算に対応いたしまして、総額 58 億 5,922 万円余の予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴う所要の補正を行おうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

なお、事業別の金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の 131 ページをお開きを願ひます。6 款農林水産業費、1 項農業費であります。1 目農業総務費は 1 億 2,918 万円の減額であり、その主なものは農業委員会運営費補助や国土調査事業費で、事業費の確定等によるものであります。また、説明欄下から三つ目のいわて農林水産物フロンティア開拓事業費は、新規事業でございます。国の地方創生加速化交付金を活用し、県産農林水産物の販路拡大を図るため、県産品のブランド化や 6 次産業化を促進し、国内外でのプロモーション活動を強化しようとするものであります。

次に、132 ページをお開きいただきまして、2 目農業金融対策費は1 億 5,528 万 6,000 円の減額でございます。その主なものは、説明欄下から四つ目の農業経営改善促進資金貸付金など農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3 目農業改良普及費は3 億 2,601 万 5,000 円の減額で、その主なものは説明欄下のいわてニューファーマー支援事業費の減額でございます。昨年度の国の経済対策に対応し、平成 27 年度に交付予定だった青年就農給付金の一部を前倒して給付したことによるものであります。

133 ページに参りまして、4 目農業振興費は16 億3,435 万3,000 円の増額でございます。その主なものは、説明欄三つ目の農業経営基盤強化促進対策事業費で、国庫補助金の配分額の確定に伴い、農地中間管理事業等の財源として農地中間管理事業等促進基金に積み増し等を行おうとするものであります。説明欄中ほどの経営体育成支援事業費は、国のTPP 関連対策に対応し、担い手の確保育成と農地の集積、集約を積極的に行う経営体に対しまして、農業用機械や施設の導入に要する経費を補助しようとするものであります。

5 目農作物対策費は8 億 4,186 万 5,000 円の減額で、その主なものは134 ページに参りまして、説明欄下の強い農業づくり交付金の減額で、野菜等の集出荷貯蔵施設の整備を計画した事業実施主体からの事業の取り下げがあったこと等によるものであります。

6 目畑作振興費は2,686 万 6,000 円の減額で、その主なものは説明欄下のほうの青果物等価格安定対策等事業費補助で、県産青果物の価格差補給金の財源となる基金の造成額の確定に伴う減額であります。

7 目植物防疫費は286 万円の減額で、病虫害防除対策指導に要する経費の確定等によるものであります。

135 ページに参りまして、8 目農業協同組合指導費 30 万 6,000 円の減額及び9 目農業共済団体指導費の節間補正は、各団体の指導監督等に要する経費の確定によるものであります。

10 目農業研究センター費の 88 万 1,000 円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。また、説明欄下の耐冷性検定ほ場施設整備事業費は、水稻品種の耐冷性試験を行う圃場施設が老朽化したことから整備しようとするものであります。

136 ページをお開き願います。11 目農業大学校費 2,499 万円の増額は、同大学校の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、138 ページをお開き願います。2 項畜産業費であります。1 目畜産総務費の 3 万 9,000 円の減額は、事務費等の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2 目畜産振興費は17 億 4,477 万 9,000 円の減額であり、その主なものは、説明欄中ほどの放射性物質被害畜産総合対策事業費で、市町村等が行う牧草地の除染に係る実施面積の減など事業費の確定等によるものであり、説明欄下の強い農業づくり交付金の減額は、他の国庫補助事業、畜産競争力強化整備事業でございますが、これへの振りかえや事業実施

主体からの事業計画の取り下げ等によりものであります。また、説明欄下から二つ目の和牛オリンピック出品強化緊急支援事業費は、新規事業でございますが、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、第11回全国和牛能力共進会の出品候補牛への肥育支援などを強化しようとするものであります。

3目草地対策費は2億5,345万6,000円の減額で、畜産基盤再編総合整備事業費補助に要する経費の確定等によるものであります。

139ページに参りまして、4目家畜保健衛生費は172万1,000円の増額で、家畜保健衛生所の管理運営に要する経費の確定等によるほか、説明欄下の県南家畜保冷保管施設整備事業費では、県道から県南家畜保冷保管施設の建設予定地までの道路整備等を実施しようとするものであります。

140ページをお開き願います。5目農業研究センター費は23万7,000円の増額で、畜産研究所及び種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定によるものであります。

141ページに参りまして、3項農地費であります。1目農地総務費は295万7,000円の増額で、国庫補助金返還金の確定によるものであります。

2目土地改良費は、補正額17億4,242万円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は16億1,125万3,000円の減額であります。説明欄三つ目の畑地帯総合整備事業費及び五つ目の経営体育成基盤整備事業費は、国のTPP関連対策に対応いたしまして、農地の大区画化や農業用排水路整備など生産基盤の整備と担い手への農地利用集積を一体的に推進するとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものでありまして、その下の中山間地域総合整備事業費は、国庫補助金の交付決定等により減額をしようとするものであります。

142ページをお開き願います。3目農地防災事業費は13億2,919万5,000円の減額で、説明欄二つ目でございます農村地域防災減災事業費は、国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整備をしようとするものであり、説明欄中ほどの農用地災害復旧関連区画整理事業費の減額についても、事業費の確定等によるものであります。

4目農地調整費は2億3,442万6,000円の減額で、これは農地中間管理事業推進費で、農地中間管理機構の事業費の確定等によるものであります。

144ページをお開き願います。4項林業費であります。1目林業総務費は1億4,831万3,000円の減額であり、その主なものは事務費等の管理運営に要する経費や一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の額の確定によるものであります。

2目林業振興指導費は4億4,551万9,000円の減額で、その主なものは145ページの説明欄七つ目、いわての森林づくり推進事業費で、針葉樹と広葉樹の混交林化に係る森林の整備面積の確定等によるものであります。説明欄の下にございます森林整備加速化・林業再生事業費は、国において森林整備加速化・林業再生基金事業の実施期間が平成29年度末まで認められたことから、間伐あるいは森林作業道や木材加工流通施設の整備等に要する経費に対して補助しようとするものであります。

3目森林病虫害等防除費の589万5,000円の減額は、事業費の確定等に伴い、所要の整理をしようとするものであります。

146ページをお開き願います。4目造林費、1億52万6,000円の減額は、森林整備事業費補助で、国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等により所要の整備をしようとするものであります。

5目林道費の3億2,921万円の減額は、林道整備事業費の事業費の確定等によるものであります。

147ページでございます。6目治山費は3億498万4,000円の減額で、治山事業費は国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであります。

148ページをお開き願います。7目林業技術センター費は265万1,000円の減額で、管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、149ページでございます。5項水産業費であります。1目水産業総務費は1億6,991万円の減額で、これは沿岸市町村の復興交付金基金事業で用地造成した土地の財源処分など、復興工事に係る国庫返還金の確定によるものであります。

2目水産業振興費は8億4,304万円の減額で、その主なものは150ページの説明欄三つ目、さけ、ます増殖費で、さけ、ます放流事業の事業費の確定等による所要の整備をするとともに、国がT P P 関連対策で造成した基金を活用いたしまして、老朽化した松山ふ化場の整備に対し補助しようとするものであります。

3目水産業協同組合指導費は1,086万4,000円の減額で、その主なものは漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

4目漁業調整委員会費の10万8,000円の減額及び5目漁業調整費の21万2,000円の減額、それから恐れ入りますが、151ページに参りまして、6目漁業取締費の1,639万6,000円の減額は、いずれも事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

7目水産技術センター費の1,940万円の減額は、管理運営及び試験研究費の事業費の確定によるものであります。

152ページをお開き願います。8目内水面水産技術センター費の12万4,000円の減額及び9目漁港管理費の10万5,000円の減額は、それぞれの管理運営に要する経費の確定によるものであります。

10目漁港漁場整備費は35億5,301万8,000円の減額で、その主なものでございますが、説明欄下のほう、漁業集落防災機能強化事業費補助は、市町村が行う復興交付金基金事業の実施状況を踏まえ減額をしようとするものであり、その下の漁港施設機能強化事業費は、国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等による所要の整備をしようとするものであります。

次に、恐れ入りますが、大きく飛びまして、198ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費は18億783万

4,000 円の減額で、その主なものは団体営農地等災害復旧事業費補助で、市町村等が実施する過年災害復旧事業の管理や現年災害の事業費の確定による減や、その下でございますが、海岸保全施設災害復旧事業費は、事業内容の見直しなど事業費の確定等によるものであります。

2 目林道災害復旧費の 1 億 9,933 万 4,000 円の減額及び 199 ページに参りまして、3 目治山災害復旧費の 4 億 1,272 万 1,000 円の減額は、現年災害に係る工事費の減など、事業費の確定等によるものであります。

4 目水産業用施設等災害復旧費は 9 億 518 万 5,000 円の減額で、説明欄一つ目、共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助及び下の水産業経営基盤復旧支援事業費補助は、事業実施主体の事業計画の見直しや、事業完了による事業費の確定等によるものであります。

200 ページをお開き願います。5 目漁業用施設災害復旧費は 2,000 万 1,000 円の減額であり、漁業用施設災害復旧事業の事業費の確定等によるものであります。

6 目漁港災害復旧費は 3 億 4,857 万 7,000 円の減額で、漁港災害復旧事業費は現年災害に係る工事費の減など事業費の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 4）の冊子にお戻りいただきます。11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 13 ページから 16 ページまでの 6 款農林水産業費の 228 億 3,538 万 5,000 円及び 21 ページから 22 ページの 11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の 444 億 3,788 万 3,000 円の計 672 億 7,326 万 8,000 円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国の補正によるもののほか、計画調整及び用地交渉などに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。23 ページをお開きください。第 3 表債務負担行為補正の 1 追加についてであります。事項欄の 1 治山事業が当部の所管でございます。平成 27 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るもので、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、24 ページに参りまして、2 変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄 2 から 4 までの 3 件であり、2 のかんがい排水事業から 4 の海岸保全施設災害復旧事業までの 3 件は、いずれも平成 27 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、工事施工計画の変更等に伴い、それぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。31 ページをお開き願います。議案第 86 号平成 27 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3,779 万 5,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 1 億 4,976 万 8,000 円としようとするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定に伴うもののほか、本会計を平成 27 年度で廃止する予定であることから、その精算に伴う経費を補正しようとするものであります。

次に、34 ページをお開き願います。議案第 87 号平成 27 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3 億 4,671 万 8,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 34 億 2,700 万円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正をしようとするものであります。

次に、37 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは、ただいま御説明をいたしました県有林事業費について、県行造林造成事業及び模範林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、38 ページをお開き願います。議案第 88 号平成 27 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1 億 7,717 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 11 億 6,383 万円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、41 ページをお開き願います。議案第 89 号平成 27 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 63 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 1,942 万 9,000 円としようとするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、75 ページをお開き願います。議案第 99 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは畑地帯総合整備事業のほか 2 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴いまして、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、77 ページに参りまして、議案第 100 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは畑地帯総合整備事業の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、78 ページをお開き願います。議案第 101 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 補正予算についてです。今回国の補正予算に対応して 58 億 5,922 万円余を予算計上するということですが、実際に事業をしていく場合にはどういったスケジュールなんでしょうか。予算を補正し、いろいろな過程を経ていくのだらうと思うのですが、実際に事業化されるというのはいつごろなんでしょうか。一概には言えないと思いますが、参考までに教えてください。

○中村企画課長 それぞれ事業ごとに異なりますけれども、現在事業実施の募集をかけているものもございます。年度内の執行は当然難しいわけでございますので、そういったも



のは繰り越しをして来年度実施をするということで、それぞれ事業ごとに動いているところでもあります。

○**嵯峨耆朗委員** それぞれ事業ごとに違うと思うのですが、大体来年度中には終わるものなのですか。

○**中村企画課長** その点もそれぞれありますけれども、平成 28 年度の執行ということで、平成 28 年度内に終了するものと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** 国の補正予算は T P P 対策費として 3,122 億円を計上しています。その中で岩手県の補正予算が 58 億 5,922 万円というのは、事業内容も含めて十分なのでしょうか。

○**中村企画課長** 委員御指摘のとおり、国では 3,122 億円予算計上されたところでございます。県では T P P 関連対策といたしまして、2 月補正予算で 41 億円余を計上させていただいております。あくまでも国の T P P 関連対策に係る補正予算という位置づけで、しっかりとその予算を活用しながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。

次の質問です。災害復旧に関してです。1 月の暴風雪により漁港関連で七十数億円という被害を受けているわけですが、こういったスケジュールで復旧されていくものか、参考までにお聞かせ願います。

○**阿部漁港課長** 漁港関係の災害復旧のスケジュールでございますけれども、調査は大体終わっていますが、年度内に工事の発注ができるよう調査を進めているところでございます。来年度早々に国の災害査定を受ける予定にしております。災害査定が終わり次第速やかに工事を発注し、平成 28 年度中には復旧工事を終わるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

県管理漁港もそうですけれども、市町村管理漁港はどうでしょうか。

○**阿部漁港課長** 市町村管理漁港につきましても、基本的には県の対応と同様に進める予定でございます。ただ、市町村管理漁港の中には、非常に大きな災害をこうむったところがございます。漁港に向かう道路が完全に寸断されたところもございまして、そういったところにつきましては国と応急工事の協議を行いまして、国の災害査定前に工事を進めることとしております。

○**小原農林水産部長** 1 点補正予算の T P P の関係で補足させていただきますが、先ほどの御質問の趣旨は、国の 3,122 億円に対して、本県が 41 億円と非常に少ないのではないかという質問の趣旨だったと思います。これにつきましては、国の予算は都道府県を通らない国の直接執行する予算、あるいは直接事業主体に係る予算もございますので、大きくなってございます。

また、さらに補正予算に間に合わず来年度当初予算で措置しているのが約 24 億円ございます。したがいまして、県としては十分な予算を一応計上しているということでございま

すので、補足させていただきます。

○吉田敬子委員 農業総務費で新規に追加されているいわて農林水産物フロンティア開拓事業費に関連してお伺いたします。これまでも県産品のブランド化とか6次産業化というのはやってきていると思うのですけれども、これまでの成果に加えて新たに課題としているところをどうしていこうかというところがあれば、まずお示しいただきたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 いわて農林水産物フロンティア開拓事業でございますけれども、大きく分けまして、地域ぐるみの6次産業化支援事業、それからいわて農林水産ブランド輸出促進事業、それから日本一の美味しいお米の国づくり推進事業という三つの事業で構成されております。地域ぐるみの6次産業化につきましては、ご案内のとおりこれまでも6次産業化を推進してまいりました。しかしながら、これまで緊急雇用創出事業などを使いまして、意欲がある生産者につきましてはある程度の支援を行ってきたのですが、ここに来てこれからもっと担い手の裾野の開拓をしなければならぬと考えております。また、市町村や広域振興局を巻き込んで、地域の特産品づくりをもう一度でこ入れしたいなということございまして、来年度でございますが、広域振興局と一緒にしまして、6次産業化支援チームを各地域で立ち上げまして、地域密着の6次産業の掘り起こしをしたいというのが一つでございます。

それから、いわて農林水産ブランド輸出促進事業、これもいわて農林水産物の輸出協議会の負担金事業でございますけれども、これまでもアメリカ、アジアにつきまして輸出を推進しておりましたが、この2月補正の事業では、特にも今回TPPの参加国で、3年後に関税が引き下がるベトナムを非常に意識してございます。来年度におきまして、ベトナムで大きく販路を開拓したいというふうに考えておるところでございます。その立ち上げを取り組む事業の一つでございます。

○星野県産米戦略監 日本一の美味しいお米の国づくり推進事業の関係でございますが、これは県産米の消費拡大の関係とオリジナル品種のブランド化の2本立てになっております。消費拡大につきましては、シンポジウムを開いて県産米のすばらしさをみなさんに伝えるとか、あと御飯を食べる量が少ない若い世代のために新たな商品づくりの取り組みをする飲食店の方々への販売促進などです。ブランド化につきましては、銀河のしずくのプロモーションもやります。

消費拡大につきましては、なかなかその効果をはかるのが難しいということではありますけれども、このサポーター制度も活用しながら進めてまいります。

○吉田敬子委員 地域の特産品等はこの広域振興局ごとにその支援チームをつくるということで、今も例えば盛岡広域振興局では国道396号線沿いで果物の生産に力を入れていると思います。そういったことをやられていくのかなというのはイメージとしてありますが、その中でTPPも意識した海外戦略の中ではブランド化が特に大事だと思っています。一般質問の中で渡辺幸貫議員が、お米はこれから大量生産か少量でも高品質かという二極

化していくという話をされてきました。私はお米だけでなく野菜など全ての農産物に対しての、少量であっても高品質というところがこれからは大事だと考えています。例えば減農薬など環境負荷のかかっていない農業の振興という部分で、県ではこれまでも一生懸命取り組まれていることは存じておりまして、そういった部分の取り組みというのもののようにより市町村や広域振興局と一緒にやっていくことになっているのか、追加でお伺いしたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 減農薬、減化学肥料等の環境に優しい農業の推進ということで、特に果物や野菜関係ということでの御質問だと思いますけれども、これまで主に県が環境型農業の推進の中心としてきたのは、ほとんどがお米でございまして、堆肥等を投入したり、肥料とか農薬を削減した取り組みを進めてまいりました。

リンゴにつきましては、JAいわて中央農協が主に中心となって農薬を5割削減したリンゴをつくって、それを販売して評価を得ているところでございます。また、このような取り組みと申しますのは、やはりどうしても農薬を削減いたしますと、病気にかからない環境をいかに整備するかということもあわせて実施していかなければならないものになっております。こういった取り組みにつきまして、付加価値ということについて流通課の戦略と一緒に進めながら、岩手県の安全安心の農産物の拡大ということで進めていきたいと思っております。

○吉田敬子委員 今定例会の環境福祉委員会で、食の安全安心推進計画というのが議題になっていました。この中のアンケートに、県民の方が不安を抱えているもので一番多いのが輸入食品の安全性でした。次に多いのが農薬そのものの安全性、3番目が産地偽装等の表示の部分が心配と書かれていました。食の安全安心は環境福祉委員会の所管になると思っておりますけれども、特に震災以降、食の安全安心に対して敏感になっている方がふえてきています。ブランド化を推進していくときに、減農薬で環境に優しいという他県に負けない部分をふやしていく必要があると思っております。今回、これまでもやっていたものにプラスアルファでやっていたらと思うのですが、ぜひそういった視点を加えてこれからも推進していただきたいと思っております。

台湾に輸出する際の農産物というのは、農薬の規制がかかっていると思います。今回ベトナムを意識しているということですが、輸出の際は安心安全が大事で減農薬や無農薬というところを前面に出していくべきだと思いますので、その辺についての御所見をお伺いしたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 本県におきましては、震災を機会に、放射線の風評被害対策というのが一番の目的でございましたけれども、首都圏を中心としますレストランのシェフの方々を本県に招聘しております。その中で、実際に産地を見ていただくと、それから生産者に会っていただくということで本県の産地と消費地であります首都圏等のレストランと結びつきが強くなって、非常に信頼をいただいているところです。その一つの中でまさにお米の話でございまして、プレミアム米というかなり減農薬にこだわったお米が東京で何軒

も展開している大型の高級レストランで常時使われるようになったなど、いろいろな効果が上がっております。委員おっしゃるように、まさにその生産地の取り組みについては、しっかりとわかりやすく伝えていかなければと考えています。海外につきましても、同じく海外のバイヤーなどの卸関係者を現地に招聘しております。招聘する中で、岩手県産物の品質の高さや安全性をPRしてまいりたいと思っております。

○高橋農業普及技術課総括課長 県では安全安心を求める消費者ニーズに対応いたしました農産物の安定供給を図るということで、実食等を活用して化学肥料を低減する施肥技術の実証や環境保全の効果の高い営農の取り組みというのを紹介するセミナーを開催したりして、環境と調和した農業の生産活動ということを推進しているところでございます。このような取り組みの結果、県内の米や野菜の主要産地82産地のうち74の産地でこうした化学肥料を削減する取り組みということが図られてきてまいりました。また、化学肥料や化学農薬を5割削減いたしました特別栽培米というのが約1,000ヘクタールで栽培されています。

今後におきましては、昨年4月に設立されました、生産者と消費者が一緒になった有機農産物の協議会の中で、農産物を生産する生産者の御苦勞を消費者の方が理解してくれたり、こういう双方向のコミュニケーションが必要だというふうに思っております。こういう取り組みもあわせて拡大しながら、岩手県の農産物の安全性というものをPRしていきたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 土地改良費について伺います。事業費の確定等があると思いますが、ただ平成26年度と平成27年度を比べると要望の量が圧倒的に平成27年度が多くなっています。TPPに関連して大区画化でアメリカに対抗しようと意気盛んでいても予算がつかないという矛盾に対して、どういうふうに対処されるのかお伺いします。

○伊藤農村建設課総括課長 土地改良事業の予算の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、今農家や地域から土地改良事業の要望というものはふえております。県予算におきましては、平成26年度に比べて平成27年度の当初予算でプラス措置したところでありましたけれども、国の予算が、全国的な基盤整備ニーズの高まりというものもあって、県が計上した予算に対して十分に満足する割り当てが来なかったというような状況がございます。今年度は、平成27年度当初予算に対して国の配分の充足率は約6割となっております。

今般TPP農政によりまして、この充足率はおよそ9割までなっております。したがって、今後もこうしたTPP補正予算等も活用しながら、地域のニーズに応えられるように予算確保に努め、計画的に土地改良基盤整備を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○渡辺幸貫委員 農家は、追い込まれているのだと思うのです。土地改良して大きな田んぼをつくらなければいけない、そのためには経営体育成基盤整備事業のように担い手確保をしっかりと、そして土地の貸借を農地中間管理機構なるところへ頼みながらやってい

っていくわけです。営農組合は法人化の割合が少しは高くなっていくというスタイルになっていくと思いますけれども、その先が本当に見えるのかという問題があると思います。10年後に、例えば担い手はどうなっているのか、土地を移動して貸借しているのだけでも、どうなっているのかという質問もしました。しかし明確な答えがあったような気はしていません。再度その辺の将来像を示してください。

**○菊池担い手対策課長** 今の取り組みといたしましては、農地中間管理事業を使いまして、地域の担い手、それは個人の認定農業者であったり、集落営農組織に農地を集積して規模拡大に取り組んでいただいているところでございます。農地中間管理事業の期限が10年ということで、その後また再度貸し付けということになるわけですが、その後新たな担い手などにつきましては、さらなる集積とあわせて面的なつながり、いわゆる連続的な集約をいたしまして、より担い手が使いやすいような形での土地の集積を図りながら、効率的に集落営農であったり、担い手に使っていただけるような集積をしていきたいと思っております。

**○渡辺幸貫委員** 農家に対して、集積して使い勝手のいいような土地につくり変えて渡したいということですね。しかし、農地中間管理機構というのは、ただ貸すだけですから、そうすると、土地の所有者は別の人になるわけです。人の土地のところに暗渠排水するとかは余りしないですよ。担い手は、自分の土地ではありませんからやりづらいですよ。そうすると、言葉はきれいに聞こえるけれども、現実にはできないのです。今みんなが力を合せてやらなかったら、農業者はいなくなってしまう。例えば66歳の人に、おまえ担い手になれると言って育成しようとする。しかしそれが採用されなかったら、もうその66歳の担い手になろうとしている人もいなくなるという危機感だと思うのです。今は予算がつけばいいけれども、あと3年ないし5年たったら、もう俺たちはだめだなというふうに追い詰められるだろうと思うのです。悠然と構えるのではなく、貸借よりも売り買いをしっかり進めていくことが必要だと感じます。北海道はほとんど売り買いをしているのです。そういう割り切った考え方をしていけないといけないと思います。土地の賃貸というのは都会の土地を持っていて、資産価値が上がるようなところに合っている法律だと思います。私たちのような農業主体の県には合わないのだと私は思っているのです。

ですから、その辺を踏まえてやりますというお答えをいただければ私も納得するけれども、矛盾をはらむようなお答えでは私は納得しないのですが、ご回答をお願いします。

**○前田農業振興課総括課長** 委員お話しのこと事実としてあると思います。農地集積をこれから効率的に進めていくためには、現に中間管理事業を実施されているところの8割が圃場整備地区でやられているという実態もありますので、その集積集約には圃場整備事業と一体的に進めていくことが重要だと思っております。ただ、今の担い手の方も当然高齢化していくわけですから、引き続き地域の中で話し合いをしていただいて、後継者をどう確保していくかということまで話し合うことが必要だと思っております。地域のビジョン、マスタープランの見直しなどをやりながら、あるいは担い手以外の方の役割、地域全体で

農地をいかに守っていくかというところを引き続き話し合っていたとすることが、極めて大事なところだと思っています。その話し合いを県がリードすることで支援を進めてまいりたいと思います。

○**渡辺幸貫委員** 要するに熟度が足りないという表現で、私は生産者に言われるわけです。予算がつかないだけではないかと言われるのです。俺たちは十分に話し合っ、そして答えを出しているのだと言われます。特にも平成27年度は、塊のように出てきたと。そこに対して、今のようにおまえのところは熟度が足りないと言われると、生産者は何だと思うわけです。俺らはもう追い詰められて、今みんながせっかく頑張ってるぞと言って意見がまとまったのに、おまえはまだ熟度が足りない、もっと若い担い手を見つけなければだめと思わせるような表現に聞こえるのです。それでも、俺たちは今だと納得しているのだよと、それに対して熟度が足りないというのはひどい表現ではないかというふうに生産者は受け取ると思いますが、いかがでしょうか。

○**前田農業振興課総括課長** 私の表現が不十分だったと思います。熟度が足りないということ、地域によって発展段階と言えどもまた怒られるかもしれませんが、地域の状況、若い担い手が確保できそうとか、いろんな状況がありますので、その状況に応じた話し合いということでございまして、まだまだその話し合いが足りないということではなくて、中にはこれから別な視点を加えて話し合いをしていかなければならない地域もあるだろうというような意味で申し上げました。大変誤解をする表現をしてしまいました。申しわけございません。

○**小原農林水産部長** まず一つ、圃場整備の件でございますけれども、これは国においてTPP対策をしっかりと講じるのだと、必要な予算措置を講ずると言っているわけでございます。県としてはしっかりと予算について要求額を措置していただきたいということは、今後も強く申し上げていきたいというふうに思っております。

それと、次の農地中間管理事業、農地の集約でございますけれども、渡辺委員からも御指摘いろいろございました。まず一つは売買の関係ですが、やはり売買に抵抗があるという方もおりますので貸借というのがございます。

ただ一方で、10年後にうまく回っているのか、どうなのかということをお考えすると、やはり一番大きな問題は、土地の提供者がどうやってその地域に根差していくのかというあたりが大きな課題であるというふうに捉えております。強い農業、産業としての農業が、全て担い手の育成強化で図られるわけでございますが、いわゆる地域を維持するというこの出し手がどう地域で活躍できるかという点に関しましては、今のところ6次産業化だとか、あるいは3次、そういったようなものもございまして、やはりこれはその地域で生計を成り立たせなければなりません。それについては、その市町村なり他部局とも連携しながら、その地域に根差して生計を維持できるような仕組みというものを十分話し合っ、ていきたいというふうに考えています。

○**高田一郎委員** TPP関連対策予算について、今回は補正予算だけではなくて当初予算

にも、そして県を經由しないで対応する部分もあるので、全体として十分な予算が措置されたという話でありましたが、岩手県を經由しないで対応する事業を含めて、全体でどのぐらいの事業費になるのでしょうか。国全体の予算 3,122 億円のうちのどの程度になるのかというのが、もしわかれば数字を示していただきたいと思います。

それから、もう一つ、今回の T P P 関連対策大綱に対応した事業として、41 億円を補正予算で対応されております。この事業の内容を見ますと、従来の事業の延長とか、新しいような対策がないような感じがします。それで、T P P 関連対策ということで、何か決まったかのような形で事業が展開されているわけですよね。今アメリカで大統領選挙が盛んにやられていますけれども、有力な候補者が T P P 反対だという公約を掲げて取り組んでいます。まだ決まっていないわけです。岩手県は T P P 対策本部を設置して、新年度は特命課長を設置して対応していくということなのですけれども、県はどのような立ち位置でこれに対応していこうとしているのでしょうか。私は、まだ全容が明らかになっていませんけれども、今明らかになっている中でも、本当に農業を建て直す、再建するということになれば、T P P からの撤退以外ないと思っています。県としての立ち位置について部長から答弁いただきたいと思います。

**○小原農林水産部長** T P P における岩手県の立ち位置でございますけれども、これにつきましては、本県の農林水産業に大きな影響を与えることが懸念されてございます。知事も答弁されておりますとおり、国が十分に説明なり影響なり、国の対策を示されてございません。そういうものを十分に示した上で、国民的議論を踏まえて国会で審議していただきたいということでございますので、いずれ我々としても十分な国民的議論を踏まえ、国会で審議していただきたいということがまず基本でございます。

その上で、これを機に、いわゆる強い農業をつくるということについては、やはり積極的に進める必要があるかと思っております。したがって、いずれ T P P の成立いかににかかわらず、岩手県農林水産部としては国の予算等を活用しながら、強い農業をつくらせてまいりたいというふうに考えてございます。

それとこの予算でございますけれども、いずれ十分な予算が措置されたとは我々は思っておりません。国でも、これは対策の一部でございます。したがって、いわゆる一定程度措置されているという認識でございます。したがって、今後国においても、ことしの秋を目途に必要な政策を打ち出してきてございますので、それらの政策、対策等を十分見きわめたいと思っております。

その他の質問につきましては、関係課長から答弁させます。

**○中村企画課長** 県の予算を通らないような国の予算の規模感ということでございますが、国の補正予算 3,122 億円の維持、今回県予算として措置されたのは経営体育成支援事業、あるいは土地改良事業と、あと先ほど説明があったとおりでございますけれども、県の予算を通らない事業といたしましては、中山間地域等担い手収益力向上支援事業等々ありますが、その全体の事業規模といったものは、今ここでは把握はしておりません。

あと、国のほうでは次代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成あるいは産地力の強化といったようなものをTPP関連予算対策の大きな柱の中に掲げてございます。国の補正予算は補正予算として、当初あるいは2月補正で県としても措置させていただきますけれども、このほか担い手対策あるいは産地力強化といったものは本来県として進むべき方向と同じでございますので、そういった予算につきましては、当初予算等にも措置させていただいたところでございます。

○高田一郎委員 TPP問題については、情報公開を徹底してやっていただいて、議会議論など、まだこれからだと思うのです。ただ、これまで大筋合意を受けてから今日までのさまざまな情報開示された中身を見ますと、とりわけ農業分野においてはかなり不利だと思います。特に一般質問でも議論になりましたけれども、TPPには関税撤廃の除外とか再協議の規定がないとか、あるいは7年後には再交渉するというところで、例外なき関税撤廃のルールからして、どんどん不利になってくるということだと思うのですが、その点についてお伺いしたいところであります。

それで、影響試算の問題ですけれども、これも本会議で議論になりました。私も委員会の中で質問いたしました。そのときに小原農林水産部長は、今回の影響試算については、国内対策をすれば生産量は維持されるというこのくだりについては非常に不透明といえますか、なぜそうなるのか、その根拠を国に問い合わせをしたいというような対応でありました。私も、どう見ても国内対策をすれば生産量が維持されるというのは、本当にあり得ないと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

そして、最近さまざまな新聞報道を見ましても、農協関係でも独自の試算をすとか、あとは県レベルでも独自の試算をしている自治体がふえてきております。新潟県や滋賀県、和歌山県ですね。青森県は国の試算に基づいて対応していますけれども、独自試算を行っております。やはり影響がどの程度なのかということ、きちんと実態に即してちゃんとやるのが対策ということになるというふう思うのですけれども、その点についてTPP対策本部ではどのような議論をされているのか、そういうことを含めてお聞きします。

○中村企画課長 県民の皆さんからいろんな不安視する声というのは上がってございます。そういうことからしまして、引き続きその詳細な影響分析でありますとか、あるいは秋に調整されるとしておりますけれども、そういった対策をしっかりと全容を早期に早く明らかにしてほしいというふうなことを要求してまいらなければいけないとは思っております。また国会を中心に、十分な議論というのをしっかりとされるよう要請してまいりたいと思っております。

それから、生産の維持の関係でございますけれども、国のほうで輸出拡大分は考慮しないで国内対策によって生産が維持されるというふうに言ってございます。自給率には影響しないというふうにしてございますので、果たして関税削減、撤廃、普通一般的に考えますと、やはり輸入量というのはふえてくるのだろうというふうに思われます。輸出量をふやさないと限り生産量の維持というのは、当然それは難しいものというふう考えられます。



それから、独自試算につきましては、先ほど委員も御指摘ございました他県で一部の農業団体等いろいろと影響試算、国が何ら対策を講じなかった場合の試算をしております。それも公表してございますけれども、影響分析する上では、試算の前提条件、これによって各県それぞれ試算の方法はまちまちなところもございますので、そういった分析につきましては農業団体、そういったところの意向も踏まえながら、今後分析の進め方を検討してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 いずれ対策を講じれば影響がないなどというのは絶対ありませんから、これは国にしっかりと問いただして、きちんとした影響試算が出るように取り組んでいただきたいと思います。

それで、今回の補正予算はかなりの規模で減額補正されております。気になる事業についてお話ししたいと思います。強い農業づくり交付金とか、あるいは日本型直接支払制度など、いわゆるTPPを視野に入れた対策だと思うのですが、それで強い農業づくりについては、農作物対策費及び畜産振興費でもって22億円ぐらいの減額補正になっております。先ほど財源振りかえに伴う減額だというふうにありますけれども、これは単なる財源振りかえだけなのでしょうか。実績も含めて答弁いただきたいと思います。さらに農業振興費の中での中山間地域等直接支払事業2億円、土地改良事業についてはいわゆる農地維持支払及び資源向上についても6億円を超える減額補正になっておりますけれども、その要因というのは一体何でしょうか。

○高橋農産園芸課総括課長 お尋ねのありました強い農業づくり交付金の2月補正の関係でございますが、これにつきましては、各地域からの事業のいろんな要望を踏まえまして、平成27年度当初予算に計上させていただいたものであります。しかし、各事業実施主体が違う事業を活用するようなどころもございまして、実際には8事業の要望があったもののうち1事業のみの実施となったということによる減額でございます。

○前田農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払事業でございます。これは、この対策が平成27年度において3期から4期へと変わりました。このときに、今まで対象としていなかった知事特認関係者の農地も対象にするという前提で地域の要望を調査したところでございます。マックスの予算を計上したのです。しかし、課題にもなりますけれども、その関係者を対象とした取り組みということで、思ったほど手が上がってこなかったということで、結果的には減額になっておりますが、前年度の取り組み面積に比べれば200ヘクタールほど実績としては出ております。

来年度に向けては、そういった関係者、知事特認の関係者の加入とか取り組みをさらに促進していくことで面積をふやしていきたいと考えております。

○伊藤農村建設課総括課長 多面的機能支払に関する補正の関係でございますけれども、補正の理由は対象面積の確定に伴う、すなわち面積の減に伴って予算を減とするものでございます。例えば農地維持支払でございますけれども、当初目標面積を農振農用地の水田の約7割、それから畑草地については5割ということで、約9万7,000ヘクタールを対象

として予算を計上したところでありましたけれども、取り組みの実績見込みとして約7万2,000ヘクタールにとどまりましたので、そういったことに伴っての減額補正をするものがございます。

○**小岩畜産課総括課長** 畜産振興費関係の強い農業づくり交付金の減額理由でありますけれども、まず一つは手を挙げていた県南地域のブロイラー経営体が手を下げたということが第1点ございます。また、あと残りにつきましては、国が平成26年度の補正で措置いたしました畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業ですけれども、これに乗りかえいたしましたことによる減額でございます。

○**高田一郎委員** 強い農業づくり交付金については、それぞれ2人の課長から取り下げという話がありましたけれども、この取り下げの要因は何でしょうか。それと日本型直接支払制度については対象面積の確定に伴う減額という話でしたけれども、農村にいますと、中山間地域等直接支払制度についても、今の事業についても、なかなか実務が大変だとか、あるいはリーダーがいなくなるとかということで、事業そのものをやめて解散する者もあらわれているのです。全県の状況というのはどのようになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○**高橋農産園芸課総括課長** 強い農業づくり交付金の取り下げの理由についてでございます。例えば飼料用米についての集出荷施設を整備する場合は、この強い農業づくり交付金ではなくて、畜産の飼料を供給するほうの予算もございまして、事業実施主体はそちらの予算を活用するということがあります。あといろいろな事業がございまして、強い農業づくり交付金というもののほかに攻めの農業実践緊急対策事業という国の同じ事業がございまして、こちらのほうを使いたいというようなことで取り下げたこともあります。

○**前田農業振興課総括課長** 中山間地域等直接支払事業につきましては、先ほどお話し申し上げましたとおり、新たな対象面積が広がったということがございます。例えば矢巾町が今年度から新たに取り組みを開始したという状況があります。あるいは加算制度を活用して取り組むというのもあり、比較的中山間の中でも条件のいいところについては面積が全体で伸びております。ただ一方で、課題としては本当の中山間地域等では、これまで3期まで取り組んでいたけれども、担い手の高齢化あるいは構成員の高齢化で、維持できないというようなことで取り組みをやめたという集落があるのも事実でございます。今後はそういった地域については、周辺の集落との連携の中で何とかまた取り組みを再開していただくということで、現場と連携して話し合いをしているところでございます。

○**伊藤農村建設課総括課長** 多面的機能支払いに対してでございますけれども、まず取り組みの組織につきましては、平成26年度の810組織から平成27年度は994組織と大幅に伸びているわけでございます。ただ、地域に行っているいろいろと聞き取りをしますと、委員御指摘のとおり、その事業に負担があるという声も聞かれるところでございます。こういったことに対しましては、一つは組織の広域化という取り組みを進めておりますし、それから事務の簡素化につきまして国に対して申し入れているというところがございます。そ

れから、事務の支援という形で、土地改良区が事務支援に入っているというような事例も県内にございますので、そういった取り組みも誘導してまいりたいと考えてございます。

○小岩畜産課総括課長 先ほど申しました手を下げた事業体についてです。これは先ほど申しましたとおり、県南地域のブロイラーの企業ですけれども、ウインドレス鶏舎を建てるということで手は上がったのですけれども、経営戦略上、もう一度じっくり考えてみたいということで手を下げました。ただ現に畜産クラスター事業を使いまして、県北の企業が現在鶏舎等の整備を進めている状況にありますので、改めましてこの県南の事業体につきましても、そのような事業誘導等を図ってまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 わかりました。では、最後に経営体育成支援事業についてお願いいたします。

平成 27 年度の国の補正予算に対応した新規事業という説明であります、これは売上高の拡大や経営コストの縮減に意欲的に取り組む地域の担い手がさまざまな機械、農業施設等を導入した場合に支援をするという事業でございます。これは、具体的にどういった条件があるのでしょうか。また、これは 1 月の国の補正予算に対応してのことだと思うので、恐らく 1 週間とか 10 日ぐらいの短期間の要望調査をした予算措置だと思います。去年の平成 26 年度の米価下落対策に伴う稲作農業体質強化対策についても、急だったものですから、なかなかその要望がとれなくて、何回も申請をお願いしたという経過がありました。今回も同じような対応なのですけれども、きちんと農家に徹底されて、必要な要望というのがきちんと把握された、実態に即した予算措置になっているのかどうかということをお伺いします。

○前田農業振興課総括課長 まず、この経営体育成支援事業でございます。その仕組みにつきましては、先ほど委員がお話しになったような要件ではなくて、いろいろな項目がありまして、それに取り組めばポイントが入るというような仕組みで、そのポイントによって国が直接その申請者を選んで、上位から事業が配置されるというような仕組みになっているものでございます。例えば雇用をたくさん受け入れればポイントが高くなるなど、そういう評価の方式の採択になっております。

それから、2 月補正で措置した部分はございますが、これについては時間がなかったものですから、とりあえず市町村を通じて要望をとりまして、それをもとに予算計上しているところでございます。その結果、9 億 9,800 万円ほどの予算額を計上しております。その後も、要件等をいろいろ確認しながらやっていく中で、少し要望も少なくなってきたおりますけれども、基本的には事業を希望する方々については、ある程度網羅された形の要望額は把握できているものと見込んで考えてございます。

○高田一郎委員 わかりました。それで、かなり短期間で要望を把握して予算措置されたものだと思います。今のお話を聞くと、ポイントが高い担い手とか、あるいはある程度条件をクリアしないといけないわけですね。ホームページでこの国の事業を見ますと、売上高が 10%以上なければならぬとか、あるいは経営コストを 10%以上削減しなければなら

ないとか、非常に高いハードルがあるのですけれども、これはあくまでもこれから精査をして、条件が合わなければ対応できないということになるのでしょうか。あくまでも手を挙げて、精査をした結果対応できないということもあり得るのかどうかというのを伺いたいと思います。

それから、1月18日から22日にかけての暴風雪にかかわる被害ですけれども、これもこれまで大きな災害に対しては、この経営体育成事業で対応してきた経過があるのです。それで、これまで議会の答弁を見ていると、共済の早期支払いということで、なかなか県独自の支援策がないような答弁であります。これまで被災者、農業者向けの経営体育成事業というものの、今回この事業では、そういった方々の対応というのはなされるのかどうかについて伺いたいと思います。

○前田農業振興課総括課長 2月補正でそうした経営体育成支援事業につきましては、あくまでも採択の順位をつけるのには、そのポイントで判定してということでございます。例えば販売額を10%上げるというのは、目標として国が掲げているものでございまして、必ずしも10%に達しないから、その時点で落とされるというものではないです。あくまでも計画を評価しているということでもあります。

○中村企画課長 国は平成25年度の大雪の際に、被害経営体育成支援事業というものを措置しまして、被害者向けという形で予算措置をとっていただきました。国のほうで、今回もそういうメニューとしては残ってはおりますが、過去に例のない甚大な被害が発生した場合に限って発動するというふうに示されてございまして、実際はこの経営体育成支援事業については対応できないと国は判断したところでございます。

一方、今回は全国的に被害を受けまして、国で新たに大雪等被害産地営農再開支援対策といったものが措置されまして、その中で産地パワーアップ事業ということで国が予算措置しております。そういった事業の中でこの施設の整備をするということになっております。

○田村勝則委員 149ページに漁業担い手確保・育成総合対策事業費などの減額があるわけですが、今高校も卒業の時期を迎えております。農林水産業をするにしても、なりわいの再生にしても、やはり新規の就農者あるいは漁業者の確保というのは大切でありますし、後継者の育成というのが、やはり大きな核になっていくのだらうと思いますが、今般の卒業の進路状況を見て、専業漁業者になる人の数、農業に取り組もうというような農業者の状況というのは、数字としてお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 新規就農者の数について、把握しているかというお尋ねだと思いますが、農業関係につきましては、12月から各農業改良普及センター等を通じて就農の状況を把握しております。12月後半になりましてから就農するケースが多いようでございますので、そういう調査をしております。平成27年度分については、まだ取りまとめ中ですが、平成26年度は246名という過去2番目に多い新規就農者を確認いたしましたけれども、それよりは若干落ちるのではないかという状況でございます。

○山口漁業調整課長 漁業の新規就業者の数でございますが、平成26年度は県内で40名ほどが新規就業しています。また、県内の水産高校の卒業生は平成26年度で92名おりますけれども、そのうち水産関係に就業した方は10名というふうになっております。平成27年度の方は把握しておりません。

○高橋農業普及技術課総括課長 金ヶ崎町にあります岩手県立農業大学校の2年生の卒業生の意向、就農の状況についてということでございますけれども、今年度におきましては正確な数字がありません。平成26年度におきましては新規学卒者が18名ということになっておりまして、このほとんどの方が農業大学校の卒業生ということになっております。この数字は、年によりまして、10%前後で動くということでございますので、先ほど申し上げましたように、確定いたしますのは今月ということになります。

○田村勝則委員 私も先般沿岸を歩いてきましたけれども、やはり漁業も後継者があれば収益も上がるし、続けていきたいのだけれども、残念ながら息子も盛岡市で就職してしまって後継者がいないという漁業者も多いわけです。先ほど水産高校を卒業して10名が水産関係に就業したということでしたけれども、岩手県内において専業で働く、暮らすということに対してどのように県が支援をしていくかということがやはり大切だと思います。そこで、その意向をしっかりと把握して、後継者や担い手の気概を持って取り組む方々にしっかりとサポートをしていく必要があると考えますので、そのところを伺いたいと思います。

参考までに、水産高校卒業の方が平成26年度は92名中10名が水産関係に就業ということでしたけれども、そのまま漁業者として頑張っておられるのかどうか数字を把握していましたなら、お聞かせいただきたいと思います。

○山口漁業調整課長 平成26年度の10名について後追い調査はしておりませんので不明です。ただ、10名のうち、家業を継いだ方が2名ほどおります。その方々がどうなっているかは、まだ把握しておりません。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第111号農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の変更請負契約の

締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明をいたします。議案は議案（その5）の19ページであります。内容につきまして、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第111号農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区第1号工事。工事場所は、陸前高田市小友町地内。請負者は、前田建設株式会社、高惣建設株式会社、株式会社長谷川建設特定共同企業体。契約金額につきましては、変更前が32億4,697万7,880円、変更後は38億9,618万6,400円となっております。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤598.6メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及び内容でございますが、本工事は今回の変更が3回目となっており、これまでの変更の主な内容としまして、第1回変更は、根固め工に使用する捨て石の購入材から、加工時発生残土への変更などであります。

第2回変更は、地盤改良工の支障となる転石の撤去の追加及びこれに伴い工期を延伸したものであります。

今回の第3回変更は、労務資材等の単価上昇への対応と、他の工事の発生残土を盛り土材に活用するに当たって支障となる岩塊の処理、また被覆コンクリートの品質確保のための型枠の増及び岩塊処理等に時間を要するため工期を延伸しようとするものであります。

今回の変更により、契約金額が当初議決額に対し35.2%の増となるため、議会の議決が必要になったものであります。

次の3ページには計画平面図、標準断面図、それから下には被災前後の航空写真をつけております。

次に、4ページをお開き願います。上段には盛り土材に含まれる岩塊の写真、それから岩塊処理状況の模式図等をお示ししております。また、下段には被覆コンクリートとコンクリートの型枠の断面等をお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 112 号農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明をいたします。議案は議案（その 5）の 20 ページであります。内容につきまして、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 112 号農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業浦の浜地区第 1 号工事。工事場所は、下閉伊郡山田町船越地内。請負者は、長沢産業株式会社、刈屋建設株式会社特定共同企業体。契約金額につきましては、変更前が 20 億 2,032 万 600 円、変更後は 26 億 463 万 1,920 円となっております。

恐れ入りますが、2 ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤 580 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及び内容でございますが、本工事は今回の変更が第 5 回となっており、前回議決を受けました第 3 回変更以降の内容について御説明します。

第 4 回変更は、平成 26 年度出来形に合わせて支払い限度額を変更したものでございます。

今回の第 5 回変更でございますが、労務資材等の単価上昇への対応、それから生コンクリートの供給力ニーズに対応するため、被覆コンクリートを 2 次製品に変更すること及び電力会社との支障電柱の移設の協議の関係で工程が変更となったことに伴い工期を延伸するものでございます。

今回の変更により、契約金額が第 3 回変更の変更議決額に対し 28.9%の増となるため議会の議決が必要となったものであります。

次の 3 ページには、計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。2 次製品ブロックによるのり面被覆工の断面図と据付状況写真をお示ししてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

○嵯峨亮朗委員 現場打ちと 2 次製品と強度に問題があるものですか。

○伊藤農村建設課総括課長 強度については、所定の強度を生み出すものを導入してございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 113 号農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案（その 5）の 21 ページであります。内容につきまして、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 113 号農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業下荒川地区第 2 号工事。工事場所は、釜石市唐丹町地内。請負者は、株式会社小田島組。契約金額につきましては、変更前が 16 億 7,505 万 840 円、変更後は 18 億 8,542 万 6,200 円となっております。

恐れ入りますが、2 ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤 348 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及び内容でございますが、本工事は今回の変更が第 3 回となっておりますので、これまでの主な変更といたしまして、第 1 回変更は単価適用年月日の変更でございます。

第 2 回変更は、被覆コンクリートの品質確保のための型枠の増及び作業員の確保等に時間を要したことに伴い工期を延伸したものでございます。

今回の第 3 回変更は、他の工事の発生残土を盛り土材に活用するに当たって支障となる岩塊の処理及び浸食の防止のための護岸工などを追加しようとするものでございます。

今回の変更により、契約金額が当初議決額に対し 35.1%の増となるため議会の議決が必要となったものであります。

次の 3 ページには、計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。上段には、盛り土材に含まれる岩塊の状況、それから岩塊処理状況の模式図、また下段には護岸工の平面図あるいは状況写真等をお示しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。



○**嵯峨耆朗委員** 先ほどもありましたが、岩塊の混入を処理することに関してです。残土を使ったほうが安くなるのは当然ですが、こういう手間のかかる残土を使わなければならないのですか。

○**伊藤農村建設課総括課長** この堤防の盛り土材工事につきましては、大量の盛り土材を必要としますが、その盛り土材を安価に確保するために近傍の各工事の発生残土を受け入れて、それを活用しているものでございます。この盛り土材を購入材等に変更した場合、単価的にずっと割高になりますので、この工法を採用するものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** つまり岩塊等の処理の増によって金額がふえたということですよ。ということは、岩塊がないものを使えば、この経費はかからないですよ。普通の盛り土を買々と、それよりも高いということなのですか。

○**伊藤農村建設課総括課長** 岩塊の処理によって今回変更しようとするものでありますが、例えば盛り土材、岩ずり等を購入した場合の単価と比較して、この対応のほうが安いということで採用しようとするものでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 最初から岩塊がまざった残土を使うとわかっていたとするならば、こういう処理のコストというのは想定できたはずですよ。そうしたら、最初から予算計上すればいいのであって、こうやって後から計上するのは変だなと思っているのですけれども。

○**伊藤農村建設課総括課長** 今回の盛り土材の盛り立てでありますけれども、大量の盛り土材を確保するに当たって複数の工事の発生残土を受け入れているわけでございます。その中の全部ではなくて、岩塊がまじっているところにつきまして、この処理をするというものでございます。したがって、最初から岩塊の大量処理を織り込んで工事をしたというものではなくて、その受け入れた中に、たまたまある岩塊につきまして、その処理作業をしようというものでございます。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第114号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 農地海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明をいたします。議案（その5）の22ページになりますが、内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第114号農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区堤防工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業本郷地区第2号工事。工事場所は、釜石市唐丹町地内。請負者は、株式会社エム・テック。契約金額につきましては、変更前が5億9,844万7,440円、変更後は7億2,515万9,520円となっております。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤296メートルの復旧を行うものであります。

変更の理由及び内容でございますが、本工事は今回の変更が第3回となっております。これまでの変更の主な内容としまして、第1回変更は、単価適用年月の変更等でございます。

第2回変更は、擁壁工の壁面材の変更、それから堤防を乗り越す県道の設計協議に時間を要したことに伴い工期を延伸したものであります。

今回の第3回変更は、他の工事の発生残土を盛り土材に活用するに当たって、支障となる岩塊の処理及び被覆コンクリートの品質確保のための型枠の増でございます。

今回の変更により、当初議決額に対し44.0%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次の3ページには、計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4ページをお開き願います。上段には、盛り土材に含まれる岩塊の状況、それから岩塊処理のシーン、下段には被覆コンクリート、コンクリート型枠の断面図をお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第115号島の越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を

求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部漁港課長** 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案（その5）の23ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第115号島の越漁港防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。1ページ目をごらん願います。工事名は、島の越漁港災害復旧（23災第454号東防波堤）工事。工事場所は、下閉伊郡田野畑村島越地先。請負者は、大豊建設株式会社、株式会社タカヤ特定共同企業体。契約金額につきましては、変更前の契約金額が13億6,003万2,000円、変更後の契約金額が18億8,574万822円であります。

2ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。まず、下にあります平面図をごらんください。島の越漁港の北側の東防波堤243.1メートルを復旧するものであります。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成28年1月末時点の復旧工事の状況であります。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で7回目の変更となっております。これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。

第1回変更は、発注用の設計書を作成した時点と、契約になった時点での資材価格及び労務単価に差が生じたため、請負者からの請求により単価適用年月を変更したものです。

2回、3回の変更は、それぞれ平成24年度及び平成25年度の出来高に合わせて年度支払限度額を変更したものです。

第4回から第6回変更は、しけ等の海象条件の悪化により工事用の作業船の活動日数が減少したこと、それから漁業活動との調整により施工工程が制約され、工程におくれが生じたための工期延伸です。

第7回変更は、工事施工時に飛散した消波ブロック等の海中取り壊し数量の増と労務及び資材等の単価上昇による工事費の増額、それから海象条件の悪化により工程におくれが生じたための工期延伸です。

次に、3ページ目をお開き願います。上段に島の越漁港の平面図、施工箇所を示したものの、下段には漁港の被災前の航空写真を掲載しております。

次に、4ページ目をお開き願います。上段左にはバックホー台船によるコンクリート構造物の取り壊し状況の写真、中段左には同じくバックホー台船による海中の取り壊し状況写真、中段右にはグラブしゅんせつ船による取り壊したコンクリート殻の撤去状況の写真、下段には各施設の復旧に係る標準断面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**高橋孝眞委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**嵯峨耆朗委員** これは、42.3%の請負金額増加ということで大幅な増加になってはいますが、専門的な言葉が多いので、もう少しわかりやすく説明してもらいたいかなと

思ったのが1点です。それから大幅増額になっているのにも関わらず工期が3月31日までということで、工事が終わるのかという疑問があります。工期を延長するということは生じてこないのかということをお聞きしたいと思います。

○阿部漁港課長 設計額が増額になっているという主な内容でございますが、もう少し詳しくお話しさせていただきます。

当初の契約時には、早期発注を優先しまして、陸上からの目視調査等により津波で被災したブロック等の海中取り壊し数量を算定いたしました。しかしながら、工事発注後に倒壊したケーソンというコンクリートの箱みたいなものがあるのですけれども、それを取り壊したところ、その下から破損した比較的大型のブロックが多く発見されました。海の中で一定程度破砕して小割りしないと、4ページの写真にありますグラブしゅんせつ船で陸上に引き揚げられないということで、海中での取り壊し数量をふやしました。これが約3億6,000万円ほどの増額になります。これが潜水士など労務単価の上昇によるインフレスライド分として1億6,000万円ほど増額いたします。あわせて5億2,000万円増額するものでございます。

それから、工期の延長についてでございますけれども、年明け以降低気圧が続々と来襲しまして、海中工事が遅延している状況に現在でございます。実は、平成28年7月まで、この工事については工期を延伸する予定であります。国の繰り越し承認を受けた後でないと工期を延伸できないため、年度内の完了としております。

本議会で変更契約が議決されれば、年度末の国の繰り越し承認後、速やかに工期延長の変更契約を行う予定としております。

○嵯峨竜朗委員 繰り越しは確実に国で認めてくれるということの確認をしたいと思えます。

しけが続いているから、確かにそのようなことはあるかなと思って聞いていました。この想定外の大量のコンクリート殻はどのように処理されるのですか。ただ引き揚げただけなのかどうかも含めて説明してください。

○阿部漁港課長 大量に発生するコンクリート殻についてでございますけれども、本工事におきましては、コンクリート殻が約1万5,000立米発生する予定となっております。コンクリート殻につきましては、海の中から引き揚げ、現在漁港の中に仮置きしておりますが、これから細かく砕いた後に、同じ島の越漁港で復旧工事を実施しております防潮堤の盛り土材の一部として全量を流用する予定としております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋孝眞委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第116号大槌漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案（その5）の24ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第116号大槌漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大槌漁港海岸災害復旧（23災県第556号安渡地区防潮堤その2）工事。工事場所は、上閉伊郡大槌町大槌、港町及び新港町地内。契約金額は、15億8,112万円。請負者は、株式会社山長建設であります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況で、下段の計画平面図に施工区域区間600メートルを旗揚げして位置をお示ししております。

次に、説明資料3ページ目をお開き願います。上段の計画平面図では、大槌漁港海岸安渡地区の全体の復旧計画に赤で防潮堤その2工事の位置をお示ししております。中段の被災前後の航空写真には、施工箇所の位置を赤丸でお示ししております。下段に標準断面図を掲載しており、工法形式は傾斜堤の防潮堤で、計画高はT.P.14.5メートルであります。

4ページ目には、入札結果説明書、5ページ目、6ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 入札の請負率が88.92%となっていました。これまでは大概99.5%とか、そんな感じだったような気がするのですけれども、これは競争が落ちついてきたと言ふべきなのか、それとも低入札に変わってきているものなののでしょうか。また逆に言うと、これまでの変更契約等を見ていると、やっぱりこれでは足りなかったというのがあります。ものによって違うのだけれども、今後も変更契約がふえるのですか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 今回の入札結果でございますが、結果として多くの業者に参加していただいたということでございます。以前であれば、1社とか2社だけの入札とか、あとは海中工事ですと、どうしても専門の業者に限られますので、そういったごく限られた業者しか入れないということがありました。しかし、今回海岸保全施設工事ということで陸上の工事ですので、内陸の業者からも多く参加いただいていますし、県外からも参加いただいておりますということで、皆さんの手持ち工事とかそういったところも勘案しながら参加していただいているものと思っています。その結果として競争も高まってきているのではないかなということです。

結果として、調査基準価格を若干下回る低入札ということではありますけれども、こういったような競争の状況です。

それから、今後この工事の変更とかというお話もありましたけれども、おおむねこれから発注する工事につきましては、設計のほうも大分きちんと詰めてきておりますので、余りそのようなことはないのかなということで考えてございます。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第117号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

○阿部漁港課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案（その5）の25ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第117号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。1ページ目をごらん願います。工事名は、大船渡漁港災害復旧（23災県第674号）工事。工事場所は、大船渡市末崎町地内。請負者は、株式会社佐賀組。契約金額につきましては、変更前の契約金額が10億3,262万7,240円、変更後の契約金額が13億9,231万2,600円であります。

2ページ目をお開き願います。工事の概要について記載しております。まず、下にあります平面図をごらんください。大船渡漁港の南側で大船渡湾の湾港近くに位置している細

浦地区の岸壁 348.9メートル、棧橋 35.8メートル及び臨港道路 560.0メートルを復旧するものであります。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成 28 年 1 月末時点の復旧工事の状況であります。変更契約請負の理由ですが、本工事は今回で 7 回目の変更となっております。これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。

第 1 回変更は、平成 24 年度の出来高に合わせて年度支払限度額を変更したものであります。

第 2 回変更は、岸壁、棧橋に隣接する臨港道路を施工ヤードとして使用するために、近隣の県道を迂回路とする計画としていましたが、県道の災害復旧工事を行うことが判明し、ヤード確保ができなくなったことから、県道復旧工事完了まで工事を中止したことにより工期を延伸するものです。

第 3 回変更は、労務及び資材等の単価上昇による工事費の増額、また復旧断面の変更の検討に時間を要したための工期延伸です。

第 4 回、第 5 回変更は、施工ヤードの制約に伴う施工工程の見直しによりおくれが生じたための工期延伸です。

第 6 回変更は、地盤調査結果に伴う地盤改良工の追加による工事費の増額及びそれに伴う工期延伸です。

第 7 回変更は、詳細設計結果による地盤改良工の数量変更に伴う工事費の増額及び臨港道路の施工を追加したことによる工期延伸です。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段に大船渡漁港細浦地区の平面図に施工箇所を示したものの、下段には漁港の被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページ目をお開き願います。上段左には、地盤改良工の施工状況の写真、中段には高圧噴射攪拌工、地盤改良の工法の概要図、下段には各施設の復旧に係る標準断面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 これは、結果とすれば、当初の予定からすると、2 年以上の工事となるという理解でいいのでしょうか。

○阿部漁港課長 通算で 2 年 5 カ月ほど工事が延伸したという状況でございます。

○嵯峨耆朗委員 それぞれの変更の段階で理由があるようですが、臨港道路の工事に際して、県道の災害復旧工事の実施について、それまでわからなかったということなのですか。

○阿部漁港課長 県道の災害復旧工事と工事期間が重複するということは当初認識はしておったのですけれども、工事発注時に岸壁に隣接しました臨港道路がございまして、それを片側通行どめとしまして、山側のほうには県道も片側通行どめとして、それぞれ一方通行にして車両の通行に極力支障を来さないよう考えておりました。ここは、大船渡市内でも非常に通行量の多い道路なのですけれども、県道については路線バスが走っております。当初、バスの通行が可能と想定していたのですけれども、工事発注後に岩手県交通と

協議したところ、県道について片側通行だと通れないと言われてまして、それでやむを得ず工事中止としたところでございます。早目に岩手県交通と協議すべきであったと考えますが、当時復旧復興加速化するため、やむを得ず早期発注を優先したということでございます。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。これは、当初議決額に対して59%の増という、相当な増額になったわけですが、主な内訳や理由を教えてください。

○**阿部漁港課長** 実は、この工事、先ほども申しましたが、早期の工事発注を優先したということもございまして、震災前の古い地質データを用いて、くい構造として全て発注いたしました。しかしながら、契約後に詳細な地盤調査を実施したところ、岩盤が非常に浅い位置に存在することが判明しまして、くい構造ではできないということになりまして、工法の見直しを行いました。工法の見直しを行ったのもさることながら、その岩盤の上に、今度は軟弱な地盤が堆積していたことも判明しました。この堆積している軟弱な地盤を改良しなければならないということで、この地盤に硬化剤、セメント等なのでございますけれども、まぜてかたくする地盤改良工法を追加したために、約2.8億円金額増加しております。

それから、岸壁や棧橋に隣接する臨港道路も追加しております。これは、出合い丁場では他の業者に発注すると、非常に工事がやりづらくなるものですから、この工事に追加しました。これで約1億円増加しております。

それから、労務費、資材費の上昇、いわゆるインフレスライド分ということで約3億円増加しております。あわせて約5億円の増額で59%増となった次第でございます。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。また工期が3月31日までになっています。先ほどの例もありましたけれども、これも先ほどの例のような扱いになるのかどうかお聞きします。

○**阿部漁港課長** 工期の延長についてでございますけれども、第7回の変更で臨港道路の復旧工事を追加いたします。それから、地盤改良にさらに時間がかかりそうだということで、現段階では平成28年12月まで工期を延伸する予定でございます。午前中御説明しました島の越漁港と同様に、年度末に国の繰り越しが承認されないと工期を延伸できないことから、本事案では年度内の工期としておりますが、本日の議決を経まして、本会議で変更契約が議決されれば年度末に国の繰り越し承認後、速やかに工期延長の手続を行う予定としております。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。やむを得ないでしょうが、なるだけ精査して、時間がかからないようにしたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。



これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第118号田老漁港海岸防潮堤（第3工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案（その5）の26ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第118号田老漁港海岸防潮堤（第3工区）災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、田老漁港海岸災害復旧（23災県第678号防潮堤その3）工事。工事場所は、宮古市田老地内。契約金額は、10億6,509万6,000円。請負者は、株式会社タカヤであります。

次に、2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の状況で、下段の計画平面図に第1区間155.3メートル、第2区間74.0メートル、合わせて229.3メートルの施工区間を旗揚げして、位置をお示ししております。

次に、説明資料3ページ目をお開き願います。上段の計画平面図では、田老漁港海岸の全体の復旧計画の中で防潮堤その3工事の位置をお示ししております。計画平面図の下に標準断面図を掲載しており、構造形式は直立型の防潮堤で、計画高はT.P.14.7メートルであります。

4ページ目には、入札結果説明書、5ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 119 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約について御説明いたします。議案は、議案（その 5）の 27 ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 119 号六ヶ浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、六ヶ浦漁港海岸災害復旧（23 災県第 521 号防潮堤その 1）工事。工事場所は、陸前高田市広田町地内。請負者は、青木あすなろ建設株式会社、青木マリーン株式会社、工藤建設株式会社特定共同企業体。契約金額につきましては、変更前の契約金額が 28 億 6,643 万 6,640 円、変更後の契約金額は 32 億 8,965 万 1,920 円となっております。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるために、防潮堤 503.6 メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容でございますが、本工事は今回の変更が 4 回目の契約変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしましては、第 1 回変更は、契約直後に単価適用年月の変更等を行ったものであります。

第 2 回変更、第 3 回変更では、詳細設計の結果に基づく仮締切工の変更等や工期延伸を行ったものであります。

今回の第 4 回変更は、詳細な土質調査結果に基づき、くい基礎工の変更及び基礎捨て石置きかえ工の増を行おうとするものであります。

今回の変更により、契約金額が 32 億 8,965 万 1,920 円となり、当初議決額に対し 35.6% の増となるため議会の議決が必要となったものであります。

次に、資料 3 ページでございますが、六ヶ浦漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、標準断面図を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。まず、仮締切工の変更であります。仮締切延長の増は請負者と協議し、防潮堤本体を早期に着手するため、仮締切工を 2 回に分けて行うこととしたもので、延長が 477 メートルから 559.3 メートルへと 82.3 メートルの増となったものであります。締切矢板長さの増は、詳細設計の結果、鋼矢板の平均長さが 13.5 メートルから 14 メートルへと 0.5 メートルの増となったものであります。

次に、下段の基礎工の変更であります。地質調査の結果、支持地盤の深さを見直したため、鋼管ぐいの長さが平均長さで 16.6 メートルから 19.2 メートルへと 2.6 メートル長くなったものであります。置換基礎工は、支持地盤が浅い区間において、くい基礎工から経済的に安価なこの工法へ変更したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第120号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明申し上げます。議案は、議案（その5）の28ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第120号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大浦漁港海岸災害復旧（23災県第681号防潮堤その1）工事。工事場所は、下閉伊郡山田町船越地内。請負者は、株式会社板宮建設。契約金額につきましては、変更前の契約金額が8億9,513万9,670円、変更後の契約金額は9億4,019万790円となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤330.7メートルの復旧を行うものであります。設計変更の理由及びその内容でございますが、本工事は今回の変更が6回目の契約変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしましては、第1回変更は、契約直後に単価適用年月の変更を行ったものであります。

第2回変更、第3回変更では、労務及び資材等の単価上昇による増及び工期延伸を行ったものであります。

第4回変更は、町道改修計画との調整による施工区間の変更、土質調査結果に基づくくい基礎工の変更及び工期延伸を行ったものであります。

第5回変更は、現地精査に伴う既設防潮堤撤去工の増、労務及び資材等の単価上昇による増を行ったものであります。

今回の第6回変更では、くい施工の結果、地盤から転石が出現したことに伴い、くい基礎工の工法変更を行うとするものであります。今回の変更により契約金額が9億4,019万

790 円となり、当初議決額に対し 22.4%の増となるため議会の議決が必要となったものがあります。

次に、資料の 3 ページでございますが、大浦漁港海岸の計画平面図、被災前後の航空写真、標準断面図を掲載しております。

次に、4 ページをお開き願います。くい基礎工の変更であります、くい打ちを行ったところ、一部区間において地盤から転石が出現したため、これに対応可能なオールケーシング掘削工を併用する工法に一部変更したものであります。

次に、下段の既設防潮堤撤去工の増であります、既設防潮堤があるため作業ヤードが狭く、作業機械等の配置が困難となることから、作業員の安全確保のため、既設防潮堤の取り壊し撤去を増としたものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 きょうの新聞の見出しを見ました。その中で、宮古地区はコンクリートが東北地方で一番高いと出ていましたけれども、本当なのですか。そして、なぜ宮古地区が一番高いのでしょうか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 きょうの新聞は、私も見させていただいております。宮古地区の生コンクリートについてです。大浦漁港海岸災害復旧工事の場合を見ますと、平成 25 年 4 月の積算時は 1 万 7,900 円、平成 25 年 7 月の契約時には 2 万 1,100 円、それから平成 27 年 4 月の第 2 回目のインフレスライドを行ったときは 2 万 2,600 円、現在平成 28 年 2 月ですけれども、ここは変わらなくて 2 万 2,600 円と非常に上がっております。他の釜石地区や大船渡地区、久慈地区に比べても高いという状況にあります。

この原因としては、地元で生コンクリートをつくるための骨材として砂利が必要なのですけれども、これを地元で調達できないという理由が大きいのだと聞いてございます。ただ、生コンクリートの総量につきましては、各地で仮設プラントもつくっております、供給については厳しい状況ではあるのですけれども、何とか生コンクリートの供給はできると伺っているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 状況はわかりました。ただ、骨材は努力して北海道から導入したりとかをしていますよね。宮古地区だけ少ないというわけではないと思います。生コンクリートの場合、製造から供給まで 1 時間以内にしなければいけないなどの制限があるのかもしれないので、そこら辺が難しいところですよ。ただ、決して名誉なことではないなと思いました。これは岩手日報の記事ですから、県内でしか見ていないからいいのかもわからないのですけれども、ただ全国的に見ると岩手県は高いのだと思われるわけです。何か対策がとればいいのかという気はします。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 骨材に関しては、通常は地元からの供給となっております。岩泉町でも久慈市でもそれぞれ地元で骨材屋があつて、その材料を供給している状況です。宮古地区の場合、そういった山は少ないというふうに聞いてございます。

だからといって、我々のほうから供給するというのも難しいので、やはりここは民間の努力に期待するところだと思っています。いずれ復興工事に使用する生コンクリートが一段落してくれば、それなりに価格のほうは落ちついてくるのではないかと考えていますので、そこから辺の状況もあわせて見ながら、何か対策を考えていきたいと思っています。

○**田村勝則委員** 議案第112号の浦の浜地区堤防工事と関連します。大浦地区に行くには浦の浜地区を通っていくことになります。ここは、町道との関連もあって第4回のときも変更が出ておりますが、住宅地帯が大きくなりまして、生活道路として貴重な道路でありますし、この地図にあるとおり、漁業の拠点でもございます。

地域との話し合いの中で、この工法変更による地域との話し合いの内容、あるいは地域要望等が出ていることがあるのであればお聞かせをいただきたいと思っています。

ここは生活道路で、夏になればふるさとに帰ってくるというような住民も多いわけですが、その辺のところの安全対策等や防じん対策等も当然必要かと思われましても、その辺についての対策等についてもあわせてお聞かせいただければと思います。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 大浦漁港海岸の工事に関して地元要望、それから安全対策という質問でしたけれども、具体的なところは、申しわけないのですが、私も詳しくは聞いていないのです。この工事に際しては、地元にて丁寧に工事説明会で説明しておりまして、こういった生活道路として使われるところについて、通行の確保や防じん対策等は地元の現地機関としっかりと対応してもらっております。またこちらからもそのようにしっかりとやるように指導していきたいと思っています。

○**田村勝則委員** 先ほども申し上げましたように、浦の浜を通って観光地である田の浜に行くということもありまして、交通量もふえてくる地帯でございますので、その辺の安全対策等については、地元とも十分協議をしながらしっかりと進め、安全に早期に工事を完了していただくように万全な対策で臨んでいただきたいと思っています。

○**高橋孝眞委員長** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋孝眞委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部からいわて農業農村活性化推進ビジョンについて、ほか1件について発

言を求められておりますので、これを許します。

○**鷲野企画調査課長** 今般農林水産部におきまして、いわて農業農村活性化推進ビジョンを策定しましたので、その内容について御説明いたします。お手元のA3判2枚で、カラー版でいわて農業農村活性化推進ビジョンの概要とした資料をごらんください。副題といたしまして、多様なスタイルでいきいきと暮らせる中山間地域の実現に向けてとしております。

まず、策定指針でございますが、中山間地域は県土の8割を占めておりますが、人口減少、高齢化が進んでおり、今後急激に地域活力が低下することが懸念されます。そのため、県内外の先進的な取り組み事例から得られる活性化への取り組みのポイントを整理し、農業を核として地域住民が多様なスタイルで生き生きと暮らし、移住、定住志向者にも魅力的な中山間地域の実現に向けた推進方向を示すであります。

この下に中山間地域の現状と課題を示しております。ここでは、中山間における人口減少、高齢化、所得の減少の現状と、これを踏まえた課題を整理しております。左側には、今回の検討に当たり調査を行った先進地区の取り組み事例を記載しております。これら先進地区では、地域資源を生かした農業生産、加工、販売、交流活動等の特色ある取り組みが行われており、すぐれたリーダーや組織のもとで地域のまとまりを持って実現に至っていました。

こうした取り組みを参考にしまして、右側に活性化のポイントと推進方向としまして、(1)として、中山間地域を支えるリーダーや組織など“ひと”の活躍、(2)として、地域の伝統や豊かな自然を活かした魅力ある農業・農村づくり、(3)として、豊かな地域資源を活かした都市農村交流の拡大と移住・定住を促進、このようなことが重要という整理をいたしました。

具体的な内容について、次のページで御説明したいと思います。

次に、10年後を見据えた中山間地域活性化の基本目標(めざす姿)といたしまして、「多様なスタイルでいきいきと暮らせる中山間地域の実現」としてしております。その下の活性化に向けた「3つのポイント」と「10の推進項目」ですが、ポイント1の“ひと”の活躍に向けましては、推進項目①としまして、地域ビジョン作成、活動を牽引する人材の育成。②として、ビジョンを実践する体制の整備や広域連携の取り組み、③として、多様な農業者による持続的な農業の実現、地域が主体となった就農支援体制の整備、④として、食文化や技術を伝承する後継者の育成、子供と高齢者の世代間交流。

ポイント2の魅力ある農業・農村づくりに向けましては、⑤として中山間地域ならではの農林産物、きれいな水や豊かな自然を売りにした米の生産等によるブランド化の促進、⑥として、若者や女性のアイデア、高齢者の経験や熟練技術などを生かしたその地域ならではの加工品の製造、また生産者みずからの対面販売による顧客の確立、⑦として、田園風景や自然環境を守り、継承するための農地、農業用水の適切な保全管理。

ポイント3の都市農村交流の拡大と移住、定住の促進に向けましては、⑧として、地域

資源の再発見、地域資源を生かした農業体験などについての情報発信、⑨として、農業体験や教育旅行、外国人旅行者などの受け入れ態勢の構築、⑩として、U・Iターンなど移住、定住の促進。このような取り組みを推進したいと考えております。

その下には、さまざまな関係者が関与し、集落の方々が主体的な取り組みを支援していくために、推進方法としまして、県、市町村の役割、関係団体や都市住民の皆様への期待を記載しております。

あと、右側に移りまして、このビジョンを推進していくための新規制度としまして、いわて農山漁村コミュニティ活性化支援事業を今回提案しておりますので、その内容について御説明いたします。

2の事業メニューのところでございますが、(1)の中山間地域いきいき暮らし活動支援としまして、①の地域資源活用型、②、集落サポート型、③、交流活動型を設けまして、集落が行う取り組みを支援してまいります。

下の青色の部分で補助スキームを示しておりますが、県から市町村を通じた予算補助という形で取り組みを行うのとあわせて、現地からの職員による人的支援を行うことを考えております。

この下に、今回制度検討に当たりまして参考にした島根県の制度の内容を記載しております。このほか下のほうにもあります(2)のグリーンツーリズムの実践塾の開催、あと(3)の“ひと”の育成と活躍支援に必要な予算をこの事業の中で提唱しております。

説明は以上でございます。

**○星野県産米戦略監** それでは、2月17日に策定いたしましたいわてオリジナル品種ブランド化戦略につきまして、お手元に配付しております資料で説明いたします。

まず、1の策定の趣旨でございますが、本県が米の産地としての地位を強固なものとするため、県産米の生産に向けた販売にかかわる県内外の機関、団体が一丸となって県オリジナル水稲新品種の早期ブランド化に取り組むこととございます。

2の戦略の期間は、平成29年度までの3年間、3の品種の特徴ですが、ともに食味が高いこともございまして、銀河のしずくについては、27年産米の食味ランキングで特A評価を取得しております。

3の(2)の戦略のめざす姿でございますが、銀河のしずくが品質、食味ともに全国トップクラスの評価を獲得し、新しい岩手の顔として県内外から広く愛されてきております。岩手118号は、全国に誇る最高級プレミアム米として、おいしい御飯にこだわる人から愛され続けるお米としております。

このブランド化戦略でございますが、品種の特性、特徴が最大限に発揮できる栽培に関する(3)にあります生産戦略、ブランドイメージを定着させるための(4)にありますイメージ戦略、販路開拓等に効果的なプロモーションを持たせました(5)のコミュニケーション戦略という三つの戦略で構成してございます。

この戦略を今後まとめるに当たりましては、米流通の専門家、東京都内の米穀専門店の

五つ星お米マイスターとか、首都圏の消費者を対象とした各種調査の結果をもとにしております。

それでは、A3判のほうの資料で戦略の概要を説明してまいります。

まず、銀河のしずくの基本コンセプトであります。白くて、つやがあり、「かるやかな口あたり」と「ほのかな甘み」を楽しめるお米ということで、これはお米マイスターの皆さんからの評価をもとにこのように設定してございます。

その下の、一部の顧客ニーズから3の顧客が得られる満足ですが、これは誰のどんなニーズに、どのように応えるかという商品コンセプトと言われるもので、消費者のグループインタビューからまとめたものです。

それでは、戦略の具体的な作業を説明してまいります。中央の下の緑の部分が生産戦略でございます。基本的な考え方は、特A評価のおいしいお米を届け続けるということで、各戦略で、明朝体のところとゴシック体のところがあるのですが、明朝体のところは岩手118号との共通の取り組み、ゴシック体になった分は銀河のしずくの取り組みというふうにごらんいただければと思います。

まず、生産戦略1の場所ですが、栽培適地1万ヘクタール、その中で圃場もしっかり宣伝するという。2では、県が定めた選定基準を満たす者を作付農家として登録。3では、栽培マニュアルを厳守し、栽培研究会で品質、食味の向上に努めていくということです。4では、収穫したお米を食味計を使った調べとか、異品種の混入防止等の取り組みを徹底するというふうな内容になっております。

その上になります、イメージ戦略でございます。このイメージ戦略は、ブランド化戦略の肝となる部分でございます。関係者に共通認識としていただくものになります。食卓の新しい主役になるお米として定着させるため、1の想定する顧客では、重点エリア内に住む人で、白くて、かるやかな食感のお米を求める人などをターゲットに設定しました。

2では、ブランドイメージの洗練されたおしゃれなイメージ、これを定着させるためにロゴマーク等の作成、発表、おいしさの見える化、おいしい食べ方などを提案するというふうな内容でございます。

右に参りまして、コミュニケーション戦略であります。こちらは、より多くのお客様においしさを実感していただくために、1では、マスメディア等の効果的な活用や消費者に顔が見えるPR活動の実施、デビュー時から知事によるトップセールスで岩手県の本気をアピールするというものです。さらに、統一感のあるロゴマークやのぼり、ポスターなどを作成して、希望郷いわて国体などで積極的にPRを展開する。また、希望郷いわて文化大使を通じまして、口コミにより広報を高めるというふうなことです。

2では、主な取引先として想定しております首都圏のお米マイスターの方々たちと取り組みを強化しまして、生産者による対面販売、料理教室との連携によりまして、消費者においしさを実感してもらう機会をふやすということ。事前契約率を高めるために、販売店での評価分析、そういった取り組みを強化するものでございます。



3では、観光地やこだわりの店の利用拡大、ギフト商品の開発などを支援するほか、販売ルートの多様化に対応できるように、農業法人等による販売実証に取り組みます。

4では、3月25日に生産、消費者、流通業者と一堂に会する生産販売キックオフを開催するものです。さらに、生産者と消費者の相互交流とか将来の県産米のファンとなる子供たちの体験学習の受け入れを促進する。

以上が銀河のしずくのブランド化戦略になります。

そのページの右下に生産計画がございますが、平成30年以降につきましては、種子の増産を今検討しているというふうな状況でございます。

次のページになります。岩手118号。基本コンセプトでございますが、国産米の常識を打ち破る、ふわりとした食感と豊かな甘味を楽しめるお米。商品コンセプトは、その下のおりでございます。

この戦略でゴシック体になっている部分が岩手118号の肝の部分でございますので、その部分を中心に説明したいと思います。

まず、真ん中の下の生産戦略では、最高の品質を求める消費者の期待を裏切らないおいしいお米を届け続けるため、1の場所では、平成28年度まで実施します現地試験で決定します栽培適地と圃場の選定。2では、作付農家の基準確認を徹底する。3では、全国最高水準の品質と食味を実現する栽培マニュアルを厳守する。4では、品質目標を達成したお米を出荷するのはもちろんのこと、徹底的においしさ成分が高まる技術を追求すること。

その上のイメージ戦略ですが、プレミアム感たっぷりのお米として定着させるために、1の想定する顧客では、粘りと甘みのあるお米が好きな人、最高級ブランドのお米を買いたい人などをターゲットに設定しました。

2では、ブランドイメージの最高級でぜいたく、これに合ったネーミング、ロゴマークを作成するという内容でございます。

右に参りまして、コミュニケーション戦略であります。最高級ブランドにこだわる消費者に高い満足感を提供するため、1ではプレミアム米好きの消費者にインターネット広告が配信されるような取り組み、首都圏に設置する黄金の國、いわて。応援の店などを通じました口コミ活動、おいしさを若い世代に伝えるためのブランドブックの作成、パブリシティの強化。

2及び3でございますが、有名シェフなどの情報発信力の高い食のオピニオンリーダーたちと連携しまして、百貨店や高級料理店等の取扱店の開拓に取り組むというものでございます。以上が岩手118号の戦略の概要です。

両品種ともお米の特徴に加えまして、それぞれの資料の左下のほうに簡単に書いてございますが、美味しさを生み出す10のポイントと、これを岩手力というふうな形でまとめ上げまして、消費者の理解に役立てていきたいというふうに考えてございます。

今後の取り組みとしまして、この戦略に基づいた戦術、いわゆる28年度の具体的な取り組み内容につきましては、現在関係団体等とキックオフを進めてございます。説明は以上

です。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○菅野ひろのり委員 中山間地域活性化の基本目標、推進ビジョンについて1点御質問させていただきます。

いわて農山漁村コミュニティ活性化支援事業が新規で計上されております。その中のメニューで地域資源活用型という項目がありますが、具体的にこの新規事業で目指している事業、現実的なものとしてはどういうものを想定されているかお聞きいたします。

○鷲野企画調査課長 先ほどの資料の右側の①で中山間地域いきいき暮らし活動支援の地域資源活用型ということで、ここで書いていますとおり、地域ぐるみで行う少量多品目生産、あと産直での販売、地域支援を活用した加工品開発、販売などを支援ということで、今回この中山間地域の活性化に当たりまして、現地にいろいろ話を聞いたところ、中山間地域ではなかなか大規模なものを取り組みにくいという話もございました。そのため、この制度では中山間地域の比較的小規模なものでも地域の取り組みとして支援できるよう、この制度で考えております。具体的な内容は、この地域に合った内容に取り組んでいきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私は、個人的に非常にこういう取り組みというのはすばらしいな、いいなというふうに思っています。やはり本県における課題は中山間地域であるというふうに思っておりますし、まずは今中山間地域にいらっしゃる方がこのコンパクトシティーをどんどん進めるという中でいかに暮らしていけるかというのが非常に重要だというふうに感じています。

要望になりますが、ぜひこういったコミュニティ活性化支援事業と並行して、例えば前回小岩畜産課総括課長に御答弁いただきましたが、複合的な水田放牧の取り組みであるとか、非農家の方が農地を取得できるように促進するようにしてほしいです。また、その面積の要件を下げたりして移住できる新しい方が、中山間地域に魅力を持って来られるように、もっと言いますと、農業ビジネスもできて、その中で自由なライフスタイルをこの農村に持てる価値観を実現できるのだという事業を複合的にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

この際ですが、TPPに関連しまして、産業と輸出という観点で御質問させていただきたいと思っています。まだ全容がはっきり明らかになっていませんが、国で進めています農家拠出金制度について、新たな情報でありますとか、その農家から拠出金を集め消費拡大、輸出を促進していくという中において、今県が把握されている情報がありましたら教えていただければと思います。

○中村企画課長 チェック補正等のごさございましたでしょうか。

○菅野ひろのり委員 拠出金制度。農家から拠出金を集めて、輸出促進などにつなげていくというものです。

○中村企画課長 大綱の中ではそういう部分はございますけれども、今後国のほうで検討

を進めていくということでの情報しか今のところ持ち合わせてございません。

○菅野ひろのり委員 今国でもそうですが、輸出をどんどんやっていこうと、特に和牛などもそういう話が出ていますけれども、本県においては、輸入出していくという中でも影響があります。特に岩手県では牛肉の影響が多い、とりわけ交雑種のような比較的単価の安い牛肉のほうが影響あるというふうに私は考えています。一方で、TPPの大綱の中で、昨日も講演をいただきましたけれども、輸入品からの国内市場の奪還という表現があり、輸入よりも国内市場のほうをしっかりとやっていくのだという書き方もあります。輸出、そして国内市場。本県としては、具体的に農業戦略として、しっかりと国内市場を固めてやっていく。もしくは海外に対する取り組みに力を入れていくのだという二つの方向性があると思うのですけれども、本県として現時点での取り組みというのはどのように考えられているか、お聞かせいただきたいと思います。

○小原農林水産部長 TPPをにらんだ輸出と国内の振興でございますけれども、まず農林水産部としては、いずれ農業者の所得の向上につながる取り組みが必要というふうに考えております。今まで岩手県はいわゆる国内の食料供給基地としての役割を果たしてきてございます。その輸出を優先すべきか、国内を優先すべきかという御質問でございますが、これはやはり品目によっても違ってくるものと思います。やはり国内の需要が飽和状態にあるものにつきましては、積極的に輸出というものを選んでいかなければならないと思っておりますし、そうではなく、国内で一定の需要があり、様々な結びつきの中で生産が行われているものについては、やはり国内需要を大切にしながら、なおかつプラスアルファ分として輸出に向けてしっかりと取り組んでいくということでございます。そのため、品目なり結びつきなりということがございますが、しかしながらまずはやはり国内をしっかりとにらんで生産を進めるというのが基本というふうに考えております。

○菅野ひろのり委員 では、最後の御質問をさせていただきます。

その輸出という中でいいますと、北海道で3月末に新たな牛肉輸出専門の屠畜場をつかっていこうという取り組みされております。また前回の常任委員会で、輸出の施設がどの程度本県にあるのかという御質問をさせていただきました。本県では9ヶ所ということでした。それに対して、鹿児島県に関しては11ヶ所、宮崎県に関しては10ヶ所、屠畜場といえば鹿児島県は46ヶ所ということで圧倒的に海外に対する輸出の体制を既に持っているのです。国内市場が飽和してしまってから、牛肉をどこに売っていくのだとなったときに、そこから取り組むのでは少し遅いと私は感じております。先ほど部長から、国内をまず優先するという御答弁をいただきましたが、今後の見通し、もしくは関係団体との調整してからだと思いますが、国外市場に対する取り組み、御所見をお伺いしたいと思います。

○伊藤流通課総括課長 牛肉の輸出ということでよろしいでしょうか。

○菅野ひろのり委員 はい。

○伊藤流通課総括課長 牛肉の輸出につきましては、私どもも前回もお話ししましたように、北海道、東北の中ではいち早く株式会社岩手畜産流通センター等が、各国の輸出の認

可をとりまして、輸出を手がけておるところでございまして、またその需要につきまして、アメリカ、シンガポール、そしてベトナム、非常に需要が高まっております。ただ、一方で先ほど部長が申しましたように、国内の市場も決して飽和しているという状況ではなくて、現在も高値が続いておるところです。実は、品薄感もございます。そういった中で、私どもとしては、そういう海外におきましては極めて優良なお客様としっかりとしたルートを確保してまいりたいと考えてございます。決して安売りするというような販売ではないです。

また、国内におきましても、いわて牛という形でブランド名を冠していろいろ展開しておりますので、これについては市場関係者から非常に評価は高いのですが、消費者からまだ全然認知度がないという課題もございます。そういった部分を首都圏をはじめとする専門店等々の結びつきをしっかりと強化してPRしてまいりたいというふうに考えております。

**○嵯峨孝朗委員** いわて農業農村活性化推進ビジョンの概要というところで気づいたことですが、図2の平成22年度の農業経営者数ですが、農林業センサスだからこのかもしれませんけれども、平成22年度というのは震災前ですし、実態を反映していないのではないですか。現在はもっと深刻ではないですか。平成25年度なり平成27年度の数字が必要ですよ。そして、図3の第1次産業純生産額についても平成22年度のデータですよ。もしこれを今つくるのであれば、もっと最新のデータを前提につくらないと深刻さが伝わらないのです。例えば図2で見ていきますが、平成12年度からの10年間で中山間地域の70歳以上の経営者数が3,500人ふえています。現在はもっとふえているでしょう。傾向がわかるからいいのかもしれませんが、そういった現実をきちんと把握し、今に近い前提でやっていくべきだと思います。

それからリーダーの育成が必要とありますが、人口減少により農業者の高齢化が進んでいるところではないですよ。これで本当に中山間地域が活性化すると思っておりますか。どうやっても難しいと思います。2枚目に具体的なメニューありましたね。いわて農山漁村コミュニティ活性化支援事業で1,267万4千円を要求しているものです。市町村間補助についてはいいでしょうけれども、1/2の補助でしかも上限75万円で何ができるのかなと思います。2の(1)の①に地域資源活用型について、集落ぐるみで行う少量多品目生産を支援と記載がありますが、実際はできないです。この間、久慈市山形町に行ったら、加工する場所が欲しいと言っておりました。生産はできないけれども、山に生えている山菜とかキノコはとれるわけです。とれるけれども、産直で販売できるように加工する場所がないということです。そのため、こういった意見を聞いた上でこういうことは必要だということをやったと思うのですが、僕が聞いたところによると、加工して売りたいけれども、加工するところもないといったような話も聞いてきました。いい事業ではあるけれども、現実に即していないような感じもしましたが、いかがでしょうか。

**○鷲野企画調査課長** まず、御指摘いただきました図2と図3のデータの件でござい

が、図2におきましては農林業センサス、図3は岩手県の市町村別の所得ということで、これは中山間地域と平地地域を比較するデータをとってございまして、市町村別のデータで最新のものがとれるのがこのデータしかなかったということで、これで記載しております。委員がおっしゃるとおり、最新のデータで分析すべきだということは仰せのとおりでございますので、新しいデータが入手できたら、再度比較をしたいということで考えてございます。

あともう一点、なかなか現場の実態を踏まえていないというようなお話もございましたが、今回事例調査や先進事例の調査を踏まえまして、こういった取り組みを進めていくということで取りまとめたものでございます。

今後地域に行きまして、それぞれの地域でどういったことをやっていくかという地域ビジョンをつくって、その地域に沿った形で支援していくような形でやってまいりたいと思いますので、それぞれの地域に合わせた取り組みを県として支援していきたいと考えております。

**○伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** この新規の事業で全てやれるのかという趣旨のお尋ねがございました。この新規事業につきましては、これまでの施策の中では少し薄かったと思われるような組織づくり、あるいは場づくり、そういったものに取り組むという趣旨で創設をしたものであります。また施設整備等の要望が多いという点につきましては、既存の事業なども十分活用しながら、そういった地域のさまざまな要望に応えていければと思っておりますので、オールインワンの事業という位置づけではなくて、さまざまな事業との連携を図りながらやっていきたいという考えでおります。

**○嵯峨耆朗委員** 何度も言うように、いいことだと思っておりますので、我々もそうですが、情報交換しながら、実際どういった現状かということや数字だけではわからないところもあると思います。どういった要望があるかということも踏まえ、事業を使いこなしてやっていければいいと思っておりますので、よろしく願います。

次はいわてオリジナル品種ブランド化戦略についてお尋ねします。銀河のしずくと岩手118号はどちらがおいしいのでしょうか。どちらが一押しなのでしょう。

**○星野県産米戦略監** 一押しは、岩手118号のほうです。県産米のフラッグシップに位置づけております。

**○嵯峨耆朗委員** 本当にそれでいいですか。私は、銀河のしずくが一番おいしいと思っていたのですが。2品種続いて出すというのは結構大変だと思います。ブランド化戦略もそうですけれども、苦勞して違いを出していますけれども、やることはそう変わらないと思うのです。

それと銀河のしずくという名前を聞いたとき、私は日本酒かと思いました。しずくというのは、私だけかもしれませんが日本酒のイメージですよね。また銀河という言葉も、岩手県にいと、宮沢賢治にかかわって銀河で岩手をイメージすると思うのですけれども、全国の人に聞いた場合に、銀河で岩手をイメージしますかね。よほど岩手県を知っている

人とか宮沢賢治を知っている人以外はイメージしないと思うのです。公募して決定したの  
でしょうから、それをどうこうとは言いません。しかしそう感じている県民もいるのだと  
いうことをわかってもらえればと思います。横文字であればよかったような気がしますけ  
れども。

この2品種の違いを際立たせるのはすごく大変だと思うのです。別に非難しているわけ  
ではなく、いい米をつくってもらっていいなと思っています。この間、青森県八戸市のさ  
くら野百貨店に行ってみたら、青天の霹靂が即日完売になっていました。買いに行ったわ  
けではないのですけれども、たまたま見たらそうなっていました。銀河のしずくもそれぐ  
らいになればいいなと思って期待しています。せっかくだから、青天の霹靂に負  
けないものをつくってほしいと思います。もっとも青天の霹靂で青森県を思い出すかは別  
問題なのですが。何か御所見があればお願いします。

○工藤技監兼県産米戦略室長 貴重な御意見ありがとうございました。米も消費者のニー  
ズがすごく多様化しておりまして、代表質問でもございましたが、家庭用と業務用があり  
ます。そして家庭用の中でもいろんなバリエーションがございます。お客さんのニーズが  
すごく多様化しているので、そのお客さんの客層をにらみながら、ターゲットを決めて販  
売してまいりたいと思っております。そういう意味で、確かに2品種を出すと、今までの  
エネルギーが倍ぐらいはかかるのだらうと思います。しかし、そういう二つの特徴のある、  
そしてなおかつお客さんにも、そういうバリエーションのあるお客さんに応えられるもの  
として、一生懸命頑張らせていただきたいと思っております。

それから、名前についても御意見いただきましたけれども、八千数点の応募がございま  
した。いろいろな過程を経まして12点を選びまして、東京都内でのアンケートとか、市内  
でのアンケート、主婦を中心とした消費者へのアンケートをとりながら決めさせていただ  
きました。その中で言えば、東京都内の消費者、主婦へのアンケートでは、やはり岩手と  
いうと銀河、あるいは宮沢賢治と、そういうイメージがあるということで支持をいただ  
いたところもございます。いずれそういう過程を経て、消費者の理解を得ながら、そして生  
産者の応援もいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、御協力をよ  
ろしくお願いいたします。

○嵯峨耆朗委員 名前が悪いというのではないので、よろしく申し上げます。選んだので  
すから、しょうがないですね。

もう一点、特Aについてです。私のイメージでいうと、岩手県の県央、県南部で生産さ  
れた古くからある銘柄米は全部特Aだと思っていたのです。そうしたら、去年の米は県央  
のあきたこまちが特Aになったということで、おとしはそうではなかったということだ  
ったのだと思いました。

何を言いたいかという、つくるところによって同じ品種でも出来が違うのかと思った  
のです。例えば同じ銀河のしずくでも、つくるところによって、例えば奥州市江刺区だつた  
らすごくうまくできるとか、そう違いがあると思うので、これどうするのかなと思います。

それでも消費者からすると、あれもこれも銀河のしずくだとなる気がするのです。それをどういうふうに整理していくのか説明してください。

**○星野県産米戦略監** 銀河のしずくの栽培適地につきましては、農業研究センターで出した成果をもとに盛岡市玉山区から北上市までの標高 240 メートル以下と限定しております。そのうちで、ひとめぼれとかヒメノモチとか既に栽培されているところを除きますと 1 万ヘクタールが残ります。今回銀河のしずくを作付するに当たりまして、その 1 万ヘクタールの中で、農協からうちだとこれだけ取り組んでいい米が出せますというプレゼンテーションをやっていただきまして、取り組みがいいところに厚く配分してございます。

岩手 118 号につきましては、今県南のひとめぼれ特 A が出ている地域でございますけれども、この中で 28 年も試験をやっています。その地域の中でどういう条件のところが一番いい岩手 118 号がとれるかというのを決定しまして、マニュアル化して打ち出したという段取りになっています。

**○嵯峨孝朗委員** この間の報道の資料があったので、初めて同じ岩手県の県央でも違うのだとわかったので、お伺いしたところです。銀河のしずくは盛岡市玉山区から北上市までの作付ということで、久慈地域からみればうらやましい話ですね。いずれぜひ差別化しながら、きちんと戦略を立ててやっていただければと思います。

**○吉田敬子委員** まず一つは、お米のことについて教えてください。今回の銀河のしずくが特 A をとったということで、全国で何品種あるもののうち、特 A というのは大体どのくらいの品種がとれるものなのでしょうか。

あとは、いわて農業農村活性化推進ビジョンについてお伺いいたします。先ほど環境負荷の少ない農業についての推進のことで取り上げたのですが、今回の推進ビジョンの中で先進地区の取り組み事例というのが書いてあります。現時点でそういう環境負荷がかからない、少ないような場所で成功事例等というのが県内に実際あるものなのかどうかということと、あとは今後今回の推進ビジョンの新規の中で、そういった部分も考えられているのかどうかお伺いいたします。

加えて、2 枚目の下の推進方法の中で、関係団体、企業、NPO に期待することというところの枠の中で 4 番目に CSR としての農業体験、研修の実施というのがあります。実際にこれまで県内外の企業で農村に入った CSR の実績があるのかをお伺いいたします。

**○星野県産米戦略監** 平成 27 年産米食味ランキングでございますが、全国から 139 の産地品種が出展されております。そのうち特 A 評価が 46 点で割合は 33% です。これは、いわば本選みたいなものです。銀河のしずくは今回参考品種という位置づけでした。この参考品種は四つあったわけですが、銀河のしずくは特 A ということで発表されております。

**○鷲野企画調査課長** まず、今回の事例の中で環境に配慮した事例ということでございますが、今回中山間地域の 15 地区で聞いて回りました。例えば北上市黒岩では地域の文化を生かした黒岩めでた米という米をブランド化しているという話を聞いております。それは、環境というよりは、どちらかというと地域の伝統を生かしたという形でブランド化をして

いるというような形です。

あと中国地方で中山間地域の取り組みが進んでいるということで、島根県雲南市で話を聞いてきました。そちらではまさに低農薬を売りにしてブランド化し、人気があるという事例はあります。

あともう一点、CSRの実績の件です。これは私も詳しいところはお話しできないのですが、遠野市のグリーンツーリズムの取り組みを聞いたときに、企業がそういった研修として農村の体験学習をする研修を導入しているという話はお聞きしております。具体的な企業は把握しておりません。

○吉田敬子委員 CSRの取り組みが遠野市であるということでした。私も確証はないのですが、低農薬で、首都圏等からIターンされた方々がやっているところだと思います。島根県雲南市の低農薬の部分で取り組みされているという事例がありましたし、北上市の伝統米の話もありました。低農薬で高品質だというと好きな人は、継続して購入すると思います。また中山間地域の活性化支援事業は、いずれは移住や定住など交流を促進していきたいということであるならば、他県がやっていることではない取り組みをやるべきだと思っておりますので、遠野市が取り組まれていることを具体的に県でも把握していただきたいと思っています。確か結構若い方が30名くらい来たというのを去年聞いているので、多分そこではないかと思えます。

その中で事前に資料をいただいた件で、環境に配慮した取り組みのところ、お米、野菜等のことで、農家の部分で伺いたいと思います。環境保全型農業の取り組み、県のほうでも一生懸命やられていまして、大変評価しております。面積はどんどんふえているようですけれども、例えば考え方がちょっと別なのかもしれないのですが、エコファーマーという認定制度があります。その農家の数が若干減っているような形になっています。資料の読み方が間違っていたら説明いただきたいと思います。面積はふえているけれども、農家が減っているものなのかというのを確認したいと思います。あと特別栽培農産物を県で認証されているのですが、この部分に関して取り組みの課題等があれば伺いたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 まず、エコファーマーでありますけれども、エコファーマーは環境低農薬、低化学肥料を2割以上減らそうとする、こういう計画を持った農家の方を知事が認定するという制度でございます。これは、平成20年度までは順調にふえまして、9,461人でしたが、平成26年度は2,317人という形で減少しております。しかし、だからといって環境に配慮した岩手県の取り組みの面積が減っているわけではなくて、5年ごとに更新しますので、高齢化や規模拡大という要件があつたりで、再認定はできなかったのけれども、取り組み自体は継続しているということでございます。岩手県の環境保全型農業の取り組み事態の面積というのは減っているわけではございません。

特別栽培農産物の件でございますけれども、これは米がほとんどでございまして、1万ヘクタールで今現在栽培されております。

課題でございますけれども、米につきましては、ある程度堆肥を入れるとかという形で



取り組まれてきましたが、課題といえば、これからは果樹や野菜など米以外の農産物に対しても取り組みが拡大できるような技術的な開発をしてフォローするとか、そういったものに取り組んでいく必要があると考えております。

○**鷲野企画調査課長** 先ほどの事例の中で、岩手県内で見当たらないという話をしたのですが、訂正をさせていただければと思います。

一関市門崎地区というところで、門崎メダカ米というような形で、メダカがすすめるような低農薬の栽培をした米をブランド化していくという事例がございました。このような事例、またCSRの話もございましたので、もう一回こういった事例も調べまして、県内に広げていけるような取り組みもしてまいりたいと思います。

○**吉田敬子委員** この中山間地域活性化事業の中で低農薬もやっているような方々を事例として学べるというか、取り組みとしての一つとしてもぜひ取り上げていただきたいと思います。特別栽培農産物の部分で野菜、果樹等でこれから課題がまだあるということなのですけれども、支援策はどうなっているのでしょうか。例えば低農薬でやる場合に、県として何か補助があるとか、そういう制度があれば教えてください。最後に農産物の検査法についてです。例えば低農薬でやると、生産コストというのは上がると思うのですけれども、その病害虫防除のためのそういう検査法について、その検査の項目だとかその基準について、低農薬をやっている方々からの御意見は県のほうで把握しているのでしょうか。というのは、例えば消費者が選択する際に、判断するための情報として、その検査結果が利用されていないような現状にあるというのを伺っています。実際に低農薬で一生懸命やっているのだけれども、商品として市場に出したときに、それが反映されていないから、例えばこういうふうにしてほしいだとかということが具体的にあれば、教えていただきたいと思います。

○**高橋農業普及技術課総括課長** 特別栽培農産物の果樹や野菜等について県の支援がないかというお尋ねでございますけれども、環境保全型農業直接支払制度の中で、県の特認制度という枠がございます。この制度で米につきましては、平成27年度において大幅に面積がふえました。これは、農薬に頼るのではなくて畦畔の除草をしたり、農薬散布の回数を減らし、環境整備をしながら米の低農薬、低化学で取り組むという特認という枠がございます。それが認められましたことによりまして、大幅に面積がふえたのでございます。

野菜等につきましても、例えばフェロモントラップを設置して、病害虫の発生を予察して、それに合わせて農薬散布の回数を減らしながら、あるいはそういった総合的な病害虫防除、雑草管理という形での特認というものができるとはしないかなというふうに今検討しておりまして、それを国の中で要望しながら枠をいただければ、その中で認定ができるということになっておりますので、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、農薬の散布を少なくした場合について、それが評価されていないという話もございました。例えば有機農産物をつくっている農家の方々については、やっぱり一生懸命

命有機農産物、環境保全型農業直接支払の中でかかり増し経費もいただきながら認められているのです。しかし、全部で841ヘクタールしかないということで、せっかく苦勞して売ったのに買ってもらえない、品質的にも通常で管理しているものに比べてよさがなかなか伝わらないというお話はいただいております。農薬検査のほうとのかかわりということは、まだ直接的にはお話はいただいております。

○**松岡水田農業課長** 農産物検査は、米、麦、大豆、小豆、インゲン、ソバなどを一定の規格に基づいて検査するものでございます。県内で特別栽培として取り組んでいるのは米が中心になっておりますが、米で取り組んでいる生産者あるいは生産者団体から検査規格の簡素化などの要望は受けておらない状況です。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** せっかく低農薬、減農薬で取り組んだけれども、稲が高く売れないというふうなお話がありました。しかし、認証制度がございますので、例えば有機の認証、それから特別栽培の認証、こういう認証を受けて、そして認証の表示をして売るといふ、そういう仕組みの中でやっていただければ消費者にも理解を得られますし、生産者もそういう取り組みをしているという主張ができます。それが価格に結びつくかどうかというのは、それは消費者と生産者の、あるいは商品についての価格評価になると思いますので、例えば有機という取り組みでいけば、それなりの高い値段になっていますし、ただ特別栽培というのは全国的にいろんな形でやられていますので、なかなか価格に結びつきにくいというところはあると思います。

いずれそういう表示という制度の中で認証を受けながら取り組んでいく、そのことによって消費者に向けて表示として訴えていく、消費者もそれを見ながら、そういうものだという評価をしながら買っていただくというふうな、そういう仕組みになっておりますので、その部分は御理解いただきたいと思っております。

○**渡辺幸貫委員** 中山間のいきいき暮らし活動支援というところで、集落ぐるみで行う少量多品目生産が先ほど話題になりました。私も奥州市江刺区でも、鳴瀬地区というところが農林水産大臣賞をもらい、まさにそういう例をここに書いたのだろうと思ってうれしく思っています。しかし、中山間地域が本当によくするためには、本当に米なのだろうか、それは無理だろうなと思ったりしています。

例えば、高知県馬路村のユズとか、和歌山県の南高梅であるとか、京都府丹後の黒豆であるとか、あと最もよく農産品で有名なのは、京野菜を使った漬け物とかですね。私のいる江刺区でも岩谷堂羊羹というのがあります。また、本当は江刺区でつくった金婚漬というのもありましたが、ところがいつの間にか花巻市の名産となってしまいました。あとは奈良漬も私たちのまちからスタートしているのです。私たちが子供のころには金婚漬などというのは家庭でつくったものです。みそさえおいしくつくれば、うんとおいしくできるのです。そのため、そのみそを上手に、例えば花巻市東和町の醸造会社に頼みながら、着色粒の大豆を使ってみそを上手につくる。そこにその金婚漬のもとであるニンジンやゴボウ、そして昆布やキュウリを生産する。県内の業者や農家に声をかけて販売の仕方など

のノウハウを、京都に行って勉強するのもいいでしょうし、この辺でやるのもいいでしょう。それをくっつけてもらえばいいと思います。

岩谷堂羊羹も北海道の小豆ばかり使うのではなくて、栗でも何でもようかんにはいろんな種類がありますから、そういうのを何かくっつけて、そして売るということをやっていけないといけないと思います。秋田県にはいぶりがっこだとか、稲庭うどんだとかがあり、何かと隣のまちは元気だと思うのです。私たちもうちょっと何かそういうポイントをつけてあげられないかなと思うのです。

最近ですと、秋田県の八郎潟では枝豆をつくってもうかったという話があるではないですか。やはり私たち岩手県もいいサンプルつくりましょう。ぜひ知恵を集めて、小原部長のもとでやっていきましょう。名産品にもうちょっと磨きをかけ、ブラッシュアップという言葉を知事は好きなようだが、そうやって、光らせないとなかなか中山間地域は苦しいです。前向きな御答弁をいただきたいと思います。

○小原農林水産部長 中山間地域対策でございますけれども、最近特にやはり強い農業づくりということでの農地の集積、集約という議論が進んできてございます。しかし、やはり一方で、いわゆる中山間地域が県でも8割を占めるわけでございますので、その暮らし、土地を守りながら、地域で暮らす方が生き生きとする方法はないのかと考えています。

政策地域部も所管しているのですけれども、これをつくるに当たって、やはり農業、林業で暮らしている方が多いと思います。したがって、農業を中心にしながら、この活性化できるような仕組みが考えられないかということで、今回ビジョンをつくらせていただいたところでございます。

この活性化支援事業は、あくまでもそのうちの一つのツールということの例でございます。知事からも頑張っている集落を県が直接支援する方法を考えられないのかといったようなこともありまして、当部でこのような事業を来年度の当初予算に提案させていただいているところでございます。

いろいろ地域で話を聞いてみますと、やはり行政主導ではなく、地域から沸き上がる形でないと続かないだとか、あとはやはりリーダーの存在は不可欠だと思います。それと、価格競争では、やはり中山間地域は勝てないのです。そしてまた、例えば高額な機械等を買って逆に借金を背負っていくようなことまであわせて、いわゆる無理をさせないことが大切です。そういったようなことの、地域の話し合い、地域のビジョンづくり、それを我々と一体となって、まず来年度、10カ所程度モデルをつくって、そこでの取り組みを、そして県内に広く発信させ、この中山間地域が活性化するよう取り組んでまいりますので、このことはいろんな御意見と御指導を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋元委員 まず、ブランド米の関係です。生産計画では平成32年度までの5年間ということなのですが、販売戦略としてどれぐらいの量を売っていくかということで、生産面積が決まってくると思います。この5年以後も含めて、全体でどのぐらいの量を生産販

売するのかというイメージを持っていたら、それをお伺いしたいと思います。

それで、盛岡市玉山区から北上市ということで三つのJAをまたいでいますので、こういう報告すると、うちのあたりが対象になるのかとよく尋ねられます。できれば地図で、このあたりとこう大ざっぱに丸を書きいただければ説明しやすいなど、そんな思いもしております。

それから、もう一つ、嵯峨委員は先ほど強く言わなかったのですが、県北沿岸はどうしてくれるかということなのです。この間県北の二戸市に行ったら、県北用の品種も研究されているという話を聞きました。それは、どういうふうな形で今後現在のような形が出てくるのか、その辺の大ざっぱな見通しをお話ししていただければお願いしたいと思います。

○**星野県産米戦略監** 平成 32 年以降の生産の関係でございますけれども、これはやはり岩手県産米のすみ分け、一番重要なひとめぼれとのすみ分けということになります。今全農といろいろ相談している中で、ひとめぼれは今 10 万トン近くあるのだそうです。7、8 万トンくらいは決まっているという話なのです。行き先が決まっていない残りのひとめぼれとあきたこまちを銀河のしずくなどに岩手県全地区で切りかえていきたいというふうに考えております。平成 32 年度には面積を拡大できるという計画でございます。

あと、地図で示してほしいと発言ですが、それは工夫して何とかやりたいと思います。

県北沿岸のほうの話になりますけれども、銀河のしずくは一応適地として宮古市から南で、標高 100 メーター以下も適地にはなっております。実際農協の生産部会のほうで、きちんと責任を持ってやるという体制がないところには、営業して入れていくような状況になっています。県北のお米につきましては、岩手 118 号なり銀河のしずくを父なり母にした形で交配するということになりましたので、最短であれば、7 年後を目安にと聞いております。

○**高橋孝眞委員長** この際、ほかにございませんか。

○**田村勝則委員** 中山間地域の件でございますが、実はこれまでも県で、いろいろな補助事業で整備をしてきたところがございます。それらが先ほどの担い手の考えとも通じるわけですが、現状がどうなっているのでしょうか。成功事例も大事なのですが、つまずいている事例もあるのです。そういうものをそこでストップするのではなくて、それをどうまた立ち直らせて継承させていくかということも私は非常に大事な視点ではないかと思っております。失敗を次の成功につなげていくということも大事な視点だと思います。補助をして、失敗したから、もうあなたたちはだめなのだよではなくて、実際のところ、現場ではいろいろ切実な問題があります。ですから、その辺を率直に現場の状況も精査をしながら、意見も実態も把握して、このビジョンに結びつけていくと、さらに効果が出てくるのではないかと思います。そういうことで、ひとつ考えていただくのと、縛りが余りにもきつ過ぎると、どうしてもそれをクリアするために無理な計画を立ててしまうということがあると思います。その辺の柔軟な取り組みも、せつかく県が現場まで行って支援するというような中身もありますから、柔軟な視点でぜひ取り組んでいただくのが大切では

なかろうかと思しますので、その点についてどうでしょうかということでお聞きしておきます。

ブランド米のほうですが、生産者の方々と話をしますと、ここの生産計画のところの注にありますけれども、平成 30 年以降の作付面積拡大に向け、種子の増産を検討中ということで書いてありますが、いわゆる前向きに当然ブランド化を進めて、販売戦略が成功していかなければだめなわけです。しかし、一方で種場のしっかりとした管理とか確保ということも非常に重要だという声もお聞きしております。その点についてのお考えを端的にお聞きして終わります。

**○鷲野企画調査課長** まず、御指摘ございました失敗の事例なども取り込んでというような話でございますが、今回検討に当たりましては先進的な事例を調べて、そこから今回ビジョンとして取りまとめたわけです。例えばこれから取り組む内容として、こういった地域の取り組みを共有するセミナーとかを開いて、各代表の方なり、提供する職員も集まって、そういった事例を共有するような場もこれからつくっていかうと思います。そのような中でそういった失敗事例も何か取り込めるものがあれば、考えていきたいと思っております。

また、あと縛りが余りきつくなるというお話もございましたが、基本的に今回新たにいわて農山漁村コミュニティ活性化支援事業につきましては、地域がこういった将来やりたいという取り組みをまとめてもらって、それに対して支援をするというような形ですが、補助金ですので、一定の縛りはあると思っております。しかし、そういった地域の取り組みも支援していくような形でやっていきたいと思っております。

**○松岡水田農業課長** 新品種の種子の生産についてでございますけれども、平成 28 年産につきまして、平成 28 年産の種子生産は、銀河のしずくを紫波町の種場でつくっていただくということで今準備を進めております。新しい品種をつくるということで、種場の生産地の方々には大変御苦勞をかけることも多いかと思っております。種苗センター、普及センター、研究センター、農業改良普及センターの職員、しっかりとサポートしながら、県内のその種を使う生産者の方々に安心して使っていただけるように、いい種をつくってもらいたいと思っております。

**○川村伸浩委員** 簡単にお伺いしたいと思います、この中山間地域の活性化の支援事業でありますけれども、中山間地域は本県が抱える農業あるいは農村を支える、本当にそういう地域なわけでありまして。聞きたいのは、この対象地域が特定 3 法の指定地域となっておりますけれども、先ほど 10 カ所という話もありました。そういう需要調査といいますか、そういった形の中でこの地域を指定しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**○鷲野企画調査課長** 今回の事業の対象につきましては、中山間地域等直接支払の対象、法に該当しているところを対象としております。

あと 10 カ所につきましては、これ県が具体的に支援して入っていくということで、各広域振興局なり農林振興センターをまたいでそれぞれ 1 カ所ずつぐらいということで、そう

いった形で10カ所という地区数を今回考えておりまして、特に何か全体の需要を踏まえてというような形では考えておりません。

○川村伸浩委員 中山間地域等直接支払制度の中では、県の特認地域というようなそういった地域もあるわけでありまして、3法に入らないが、いわゆる急傾斜地であるという、そういう地域もあるわけです。初年度でありますから、その需要調査をやっていないという話ですが、やはり手を挙げられるところにはチャンスを与える、そういうことを考えていただければなと思っております。

それから、午前中の補正の議論の中で、いわゆるTPPの対策で中間管理機構で農地の集約をしながら規模の拡大をするとの話がありました。この中山間地域とは、また大きく違う取り組みなわけでありましてけれども、そういった中で、たまたま花巻市の予算書を見たら、農機具をコントロールする、いわゆるGPSの予算がありました。1,600万円ぐらいで3カ所アンテナを立てるそうですが、県内の大規模にやれる地域に限られるとは思いますが、こういった大規模で、しかもコストを下げていくというような取り組みを県として支援といいますか、そういった方向性なり考え方というものを持っているかどうか、お聞きしたいと思います。

○前田農業振興課総括課長 将来的には大規模区画、大区画化あるいは大規模な経営になれば、そういった技術を使いながらコントロールしていくということは必要でございます。現時点では、畜産の関係でGPSを使ったトラクターとかが実用化しておりますが、水田、米については民間でやっているというのはお聞きしてございますけれども、県の機関で具体的な課題としてやっているというところまではいっておりません。今後そういった課題に向けて少し大規模化、中山間事業との絡みの中で検討してまいりたいと思っております。

○川村伸浩委員 GPSですから、衛星からということになるのですけれども、より精度を上げて作業するということで、花巻市では大規模区画整備の進んでいるところ3カ所に立てて、そうすると大体2センチメートルとか3センチメートルぐらいの誤差でトラクターが作業するそうです。平成20年度には、自動運転ということで国では方針を出してはいますが、その手前の段階でそういう作業車といいますか、オペレーターの負担をできるだけ軽くする技術が既に民間で使われていて、花巻市でもそういう予算をとっているということですから、ぜひ研究をして、平地地帯の農業振興なり、コスト削減に向けて県にも頑張っていただきたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆さんは、御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。